

EU 消費者法

—契約法に関する消費者保護指令を巡って(4)—

角 田 光 隆

目次

1. 序言
2. 欧州条約と消費者保護
 2. 1 欧州共同体条約
 2. 2 欧州連合条約及び欧州連合機能条約
3. 消費者保護に関する共同体法の系譜
 3. 1 消費者政策と欧州条約
 3. 2 消費者政策と個別の決議, 計画, 戦略
 3. 3 消費者保護に関する規則, 指令, 決定
4. 消費者保護指令と構成国法
 4. 1 営業所以外で交渉された消費者契約
 4. 2 パック旅行, パック休暇, パックツアーに関する契約
 4. 3 消費者契約における不公正約款
 4. 4 遠隔地契約 (以上, 第14号)
 4. 5 消費財の売買及び保証契約
 4. 6 消費者保護指令の改正状況とその他の指令
 4. 6. 1 消費者保護指令の改正状況
 4. 6. 1. 1 営業所以外で交渉された消費者契約
 4. 6. 1. 2 パック旅行, パック休暇, パックツアーに関する契約
 4. 6. 1. 3 消費者契約における不公正約款
 4. 6. 1. 4 遠隔地契約

EU 消費者法

- 4. 6. 1. 5 消費財の売買及び保証契約（以上，第15号）
- 4. 6. 1. 6 消費者金融サービスの遠隔販売
- 4. 6. 1. 7 消費者信用契約
- 4. 6. 1. 8 タイムシェアリング・長期休暇商品・再販買・交換契約
- 4. 6. 1. 9 消費者の権利に関する指令案—消費者共同体法の再検討
 - 4. 6. 1. 9. 1 消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパー
 - 4. 6. 1. 9. 2 消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパーについての公開協議の結果報告書
 - 4. 6. 1. 9. 3 消費者共同体法の再検討に関する影響評価のための予備作業
 - 4. 6. 1. 9. 4 消費者共同体法の再検討のための会議
 - 4. 6. 1. 9. 5 消費者法の比較分析と勧告
 - 4. 6. 1. 9. 6 消費者の権利に関する指令案
 - 4. 6. 1. 9. 7 消費者の権利に関する指令案の影響評価書
 - 4. 6. 1. 9. 8 消費者の権利に関する指令案と構成国の消費者法
 - 4. 6. 1. 9. 9 消費者の権利に関する指令案と構成国の一般契約法及び他の指令（以上，16号）
 - 4. 6. 1. 9. 10 消費者の権利に関する指令案と売買法
- 4. 6. 2 その他の指令
 - 4. 6. 2. 1 概観
 - 4. 6. 2. 1. 1 消費者への情報提供
 - 4. 6. 2. 1. 2 消費者の生命及び健康の保全
 - 4. 6. 2. 1. 3 製造物一般の安全性
 - 4. 6. 2. 1. 4 個別的な製造物の安全性

- 4. 6. 2. 1. 5 サービスの安全性
- 4. 6. 2. 1. 6 消費者契約
- 4. 6. 2. 1. 7 航空運送
- 4. 6. 2. 1. 8 鉄道運送
- 4. 6. 2. 1. 9 道路運送
- 4. 6. 2. 1. 10 水上輸送
- 4. 6. 2. 1. 11 電子通信・インターネット・データ保護・
電子商取引・支払システム
- 4. 6. 2. 1. 12 金融サービス
- 4. 6. 2. 1. 13 価格の指示
- 4. 6. 2. 1. 14 公共利益サービス（以上、本号）
- 4. 6. 2. 1. 15 差別の禁止
- 4. 6. 2. 1. 16 商品のラベルと包装
- 4. 6. 2. 1. 17 競争秩序
- 4. 6. 2. 2 期間等に関する規則
- 4. 6. 2. 3 取引慣行と広告に関する指令
- 4. 6. 2. 4 製造物責任等に関する指令
- 4. 6. 2. 5 航空運送その他の輸送手段に関する指令
- 4. 6. 2. 6 電子商取引等に関する指令
- 4. 6. 2. 7 信用・支払・価格・保険等に関する指令
- 4. 6. 2. 8 公共サービス等に関する指令
- 4. 6. 2. 9 差別の禁止に関する指令
- 4. 6. 2. 10 商品のラベルと包装に関する指令
- 4. 6. 2. 11 競争に関する規則
- 4. 6. 2. 12 指令等の効力
- 4. 7 構成国法の構造
- 5. 消費者保護指令と欧州司法裁判所の判決
- 6. 共通の参照枠組み草案の系譜と内容

7. 共通の参照枠組み草案と消費者の権利に関する指令案
8. 消費者の権利の執行と救済方法
9. 共通の参照枠組みと消費者法の展望
10. 結語

4. 6. 1. 9. 10 消費者の権利に関する指令案と売買法

「売買の救済方法」と題する本報告書は、消費者の権利に関する指令案における第26条の契約の適合性の欠如、第27条の費用と損害賠償、第28条の期間制限と証明責任に関する法準則の制定過程や趣旨を主要な対象としている。⁽¹²⁴⁾

本報告書は、目的と方法、消費財の経験事例、耐久消費財の経験事例、事例研究、法律上の権利に対する反応、売買の救済方法に関する検討を行ってから、消費者の権利に関する指令案における第26条、第27条、第28条についての合理性を述べている。

第26条第1項は、物品が契約に適合しない場合における救済方法を列挙している。たとえば、修繕または交換、代金の減額、契約の解除（返済）である。第26条第1項はこれらの救済方法を列挙しているだけで、これらの救済方法の優先順位を示していない。

しかし、第26条第1項の解説を読むと、実務的観点から捉えたこれらの救済方法の順序を指摘している。

これによると、まず交換と修繕が消費者の期待に合致するものであるとする。ただし、交換と修繕よりも契約の解除（返済）が有益な場合を指摘している。代金の減額は優先順位の高いものではないとする。

したがって、消費者が期待する実際の順序は、交換、修繕、契約の解除

(124) European Commission, Qualitative Eurobarometer Study, Sales Remedies, Aggregate Report December 2009, Conducted by TNS Qual+ at the request of Directorate General for Health and Consumers, Survey co-ordinated by Directorate General Communication, TNS Qual+ Avenue Herrmann Debroux, 40 1160 Brussels Belgium, pp. 6-8, pp.110-119.

(返済)、代金の減額であるとする。

第26条第2項は、交換または修繕のいずれかを事業者の選択によって行わなければならないことを定めている。

第26条第2項自体は、事業者の選択による交換または修繕の救済方法しか示していない。しかし、第26条第2項の解説を読むと、前述した救済方法の優先順位に関することを再び述べている。

すなわち、修繕または交換が必ず最初の選択肢になるのではなく、契約の解除（返済）が最初の選択肢になる場合があることを指摘している。この理由は、修繕または交換が消費者の期待に合致しない場合があるからであると。ここでは、代金の減額が出てきていない。

第26条第1項によれば、消費者には修繕または交換、代金の減額、契約の解除（返済）を求める権利がある。それ故、消費者が自由にこれらの救済方法を選択できると考えるのが通常である。

しかし、第26条第2項は、交換または修繕だけに限定しているが、事業者には選択権を与えている。この部分の解説によれば、消費者は事業者の提案に影響されて、その提案を受け入れる場合が多いとする。このことが、第26条第2項の規定に反映しているのではないかと思う。

消費者がまず交換または修繕を望むことや事業者の立場も考慮するならば、第26条第2項の規定が不合理であると判定することができない。

しかし、事業者の選択権について問題点が指摘されていることに配慮しておく必要がある。たとえば、消費者が交換を望んでいる場合に事業者によって修繕が行われた場合や消費者が交換または契約の解除（返済）だけを望んでいる場合を採り上げている。これらは、当該事例における公平性が失われる場合であるとする。

第26条第3項は、交換または修繕の不法性、不可能性、事業者の過度の負担が判明した場合における消費者の選択に基づく代金の減額または契約の解除（返済）を定めている。

この部分は、前述した第26条第1項の解説の中に現れていた救済方法の優

先順位を反映していると思う。第26条第3項の解説においても、交換または修繕が不適切な場合には、代金の減額または契約の解除（返済）が消費者の期待に適合すると指摘している。

第26条第3項はさらに、事業者の過度の負担に関する判定基準を規定している。その際に、物品の価格や契約の適合性の欠如の意味が斟酌されている。この規定は、特に小規模事業者の立場を考慮しているとする。

第26条第3項は、契約の解除（返済）と契約の不適合性の重大さを対応させている。したがって、契約の不適合性が小さいと契約の解除（返済）ができないことになる。しかし、小さい契約の不適合性についての判定が難しいとする。

第26条第3項は、第26条第1項の解説で指摘されていた交換、修繕、契約の解除（返済）、代金の減額という救済方法の順序に従っていた。しかし、第26条第4項は、その救済方法の順序に従わず自由に消費者が救済方法を選択できることを定めている。この条件は4個ある。4個すべてを充足するのではなく、どれか1個だけ充足すれば良い。

すなわち、契約の不適合性に対する救済について、事業者による明示または黙示の拒絶、事業者による合理的な期間内の不履行、消費者にとっての重大な不便、短期間内の同じ瑕疵の再発である。第26条第4項は、消費者に期待に副うものであるとする。

第26条第5項は、重大な不便と合理的な期間についての判定基準を規定している。その際に、物品の性質と物品の取得目的が斟酌されている。この合理的な期間の内容を問題点として挙げ、消費財、小さな耐久消費財、大きな耐久消費財に分けて検討する余地があるのではないかと指摘している。

第27条第1項は、事業者が契約の不適合に対する救済をする際に消費者が無料でその救済を受けることができることを定めている。この点は、消費者の利益に叶うものと理解されている。

第28条第1項は、事業者が責任を負う期限に関する規定である。明らかになった契約の不適合に対する責任は消費者への危険移転時から2年間に限定

されている。この2年間は受け入れやすいものと評価している。

第28条第4項は、消費者による契約の不適合に関する通知義務を定めている。これには契約の不適合を発見した日から2ヶ月という制約がある。消費者はできるだけ早く救済を求める傾向があるとするので、2ヶ月は適切な期間ではないかと評価している。

第28条第5項によれば、明らかになった契約の不適合が存在する時期は原則として消費者への危険移転時であるとする。ただし、危険移転時は広く解釈されていて、危険移転時から6ヶ月という幅がある。したがって、それが危険移転時から6ヶ月以内であれば、実際の危険移転時にあったものと考えられている。しかし、この推定則が覆る場合があるとする。

この部分の解説において、経験上6ヶ月以内に発生したのか否かで分けるのが合理的で、消費者の期待に副うと評価されている。

4. 6. 2 その他の指令

4. 6. 2. 1 概観

消費者法を含めた私法の全体に亘るものとして、期間・日・期限に適用されるルールに関する規則および競争に関する規則がある。これらの規則については独立して論ずるが、それ以外の規則等は当該分野の指令に関連づけて述べることにする。

4. 6. 2. 1. 1 消費者への情報提供

消費者法に関連するものとして、消費者への情報提供の分野がある。この分野の中に、欧州連合の地域全体に亘る情報のネットワークがある。⁽¹²⁵⁾

たとえば、消費者の苦情や問合せを分類して報告する方法論が問われていた。これに関連する2009年の欧州委員会の文書と2010年の勧告や、消費者保

(125) 欧州連合のホームページ

(http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/consumer_information/index_en.htm)

護法の実施に責任を負う構成国の国内機関の間の協力についての2004年の規則がある。

消費者市場を分析し評価するための方法論と消費者市場のスコアボードに関する単一市場が消費者に与える影響についてのモニターに関する欧州委員会の文書がある。当該文書は2008年と2009年に提出されて、継続的に行なわれている。

ECC—Net と略称される欧州消費者センターのネットワークが存在する。この組織は、2000年の欧州理事会の決議で設立された消費者紛争に関する裁判外の国内解決機関と、1990年代から欧州委員会のイニシアチブで設立されていた欧州消費者情報センターを統合したものである。

この組織は情報提供、情報の要求に対する回答、苦情の仲介業務、紛争解決の援助を目的としていて、現在の2007年乃至2013年の消費者政策分野の行動計画に関する欧州議会と欧州理事会の2006年の共同決定に基づいて運営されている。

有害な商品に対する緊急警報及び除去システムに関連して、商品の一般的な安全性に関する指令が2001年に採択された。当該指令は一般法と特別法の原則の適用を受け、欠陥商品に対する1985年の指令と抵触するものではないとする。

当該指令に対する報告書が2009年に提出された。当該報告書によれば、消費財の安全性、市場の監視、標準化、緊急措置が優先事項とされている。2004年には、緊急警報の管理基準と通知に関する決定が下されている。特殊な分野として、ライター、煙草、殺菌剤に関する決定が下されている。

食品法の一般基準の設定・欧州食品安全機関の設立・食品の安全性に関する手続の制定に関する規則が2002年に制定された。当該規則によれば、食品の安全性に関する一般的基準が定められて、予防原則に基づいてリスク管理が行われる。食品の安全性に関する科学的な助言と支援や科学的な研究等を行なう機関が欧州食品安全機関である。食品の安全性に関する手続として、緊急警報システム、市場から食品を除去する非常事態措置、欧州委員会によ

る一般的なリスク管理計画の策定，食物連鎖及び動物の健康に関する常設委員会があるとする。

当該規則に関連して，欧州食品安全機関長の在職期間に関する2005年の規則改正案，欧州食品安全機関の職務内の組織ネットワークに関する2004年の規則，危機管理の一般的計画に関する2004年の決定，動物由来の消費財のコントロールの組織に関する2004年の規則，科学的見解の要望に対する欧州食品安全機関の手続に関する2003年の規則が採り上げられている。

域内市場の問題解決システムは SOLVIT と略称され，その利用原則に関する勧告が2001年に出ている。このシステムはオンラインの裁判外の紛争解決手段である。このシステムに関する2005年の欧州委員会のワーキング文書や2002年の SOLVIT ネットワークに関する欧州理事会の決議が出されているとする。

民事及び商事に関する欧州司法ネットワークは2001年の決定によって設立された。当該決定は，各構成国の間の司法協力を円滑化することを目的としている。2006年には，当該決定の適用に関する報告書が公表された。2009年には，当該決定の改正が行なわれたとする。

EU 諸国は多言語の地域である。したがって，消費者への情報は多言語で提供されることが望まれる。1993年にラベルや使用書などにおける消費者への情報提供における言語の使用に関する欧州委員会の文書が出された。当該文書に関連して，1993年の食品の売買における言語の使用に関する文書，1998年の技術的な消費財の指図書に関する決議，2004年の2005年度政策戦略と，2005年の多言語の新たな枠組み戦略に関する文書が出されているとする。

これらの事項は，2001年の商品の一般的安全性に関する指令や2002年の食品法の一般基準の設定・欧州食品安全機関の設立・食品の安全性に関する手続の制定に関する規則を含めて，「消費者の権利の執行と救済方法」の個所で後述することにする。

その他の消費者への情報提供の分野として，不公正な取引慣行と誤解を与える広告があるとする。不公正な取引慣行について，2005年に域内市場にお

ける事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する指令が出された。当該指令は取引慣行の不公正さについての一般的基準、誤解を与える慣行と攻撃的な慣行に関する基準、禁止される慣行のリストを提示している。当該指令に関連するものとして、1998年の消費者の利益の保護のための差止命令についての指令があるとする。

誤解を与える広告については、2006年の誤解を与える比較広告に関する指令がある。当該指令は誤解を与える広告と不法な比較広告を分類し、救済手段を定めている。当該指令は、前述した2005年の域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する指令と2000年の遠隔地売買及び比較広告に対する消費者の苦情に関する報告書と密接な関係を持っているとする。また、1998年の消費者の利益の保護のための差止命令についての指令もそうである。

これらの不公正な取引慣行と誤解を与える広告に関する指令について、消費者が締結する契約に関連するので詳しく後述することにする。

4. 6. 2. 1. 2 消費者の生命及び健康の保全

消費者の生命及び健康一般を保全する措置が採られてきた。⁽¹²⁶⁾たとえば、前述した2002年の食品法の一般基準の設定・欧州食品安全機関の設立・食品の安全性に関する手続の制定に関する規則があるとする。

その他に、2008年の消費者の安全・公衆衛生・環境に関する科学委員会及び専門家の諮問組織の設立についての決定がある。この組織は消費財、健康・環境リスク、新しい健康リスクごとに委員会を分けて、欧州委員会のリスク評価の援助を行うとする。当該決定は、2009年と2010年に改正されている。

2008年の公衆衛生計画の行政機関から健康及び消費者の行政機関への組織

(126) 欧州連合のホームページ

(http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/consumer_safety/index_en.htm)

改変に関する決定がある。この機関は、消費者保護関連の欧州共同体の行動計画の実施に関する組織として理解されている。

予防原則に関する欧州委員会の文書が2000年に出された。当該文書によって予防原則の具体的な適用のガイドラインが示された。当該文書に関連するものとして、前述した2002年の食品法の一般基準の設定・欧州食品安全機関の設立・食品の安全性に関する手続の制定に関する規則があるとする。

公衆衛生の分野における欧州共同体の行動計画に関する2002年の決定がある。当該決定は、2003年から2008年までの計画である。当該決定を受けた新たなものが、2007年の健康の分野における欧州共同体の第2次の行動計画に関する決定である。当該決定は、2008年から2013年までの計画である。

消費者の生命及び健康の保全の分野における特殊なものとして、遺伝子組み換え生物の分野があるとする。2003年に遺伝子組み換え食品及び飼料に関する規則が制定された。遺伝子組み換え食品及び飼料は欧州食品安全機関によってリスク評価され、欧州委員会によってリスク管理されているとする。この遺伝子組み換え生物に対しては規制があるとする。たとえば、遺伝子組み換え生物が0.9%以上の割合であること、遺伝子組み換え補助物でないことである。しかし、遺伝子組み換えDNAまたはたんぱく質を含んでいるのか否かは問われないことから、遺伝子組み換え生物の範囲は広く、当該規則の名称が示しているように、遺伝子組み換え食品だけでなく遺伝子組み換え飼料も含まれるとする。

当該規則は2004年、2006年、2008年に詳細な実施規定を設けるために修正されている。2006年には当該規則の実施に関する報告書が公表されている。

1997年に新しい食品及び新しい食品の成分に関する規則が制定されていた。当該規則は2003年に改正された。これらの食品及び成分は、前述した欧州食品安全機関の検査に服することになった。

2009年に遺伝子組み換え微小生物の利用に関する指令が出された。当該指令は人間の健康と環境保護を目的としているとする。また、2001年に遺伝子組み換え生物の環境への任意の放出に関する指令が出ていた。これも人間の

健康と環境保護を目的としているとする。当該指令は2002年、2003年、2008年に改正されている。当該指令は環境への放出だけでなく市場に出すことも対象としている。このことを考慮して、当該指令は、承認手続きの効率性と透明性などに言及している。

消費者が直接的に食べるものではないが、誤って食べてしまう場合があるので、そのために1987年に食品に類似した危険な模造品の規制に関する指令が出された。

これらの事項は、消費者が購入して消費するものに関連するもので、主に消費者契約法を締結する以前にかかわる重要な事項である。製造物責任等に関する指令に関連する範囲で後述する。

4. 6. 2. 1. 3 製造物一般の安全性

消費者の生命及び健康一般を保全する措置と並んで、製造物の安全性に関する分野があるとする。⁽¹²⁷⁾

まず指摘されているのが、有害な商品に対する緊急警報及び除去システムに関連して前述した2001年の商品の一般的安全性に関する指令である。当該指令について、2009年に実施報告書が欧州委員会から出された。さらに2010年から、この指令の改正の審議が始まっている。

2001年に商品に関連した環境政策についてのグリーン・ペーパーが欧州委員会によって提出された。商品の生産者、販売業者、消費者が環境保護に配慮して行動することが求められている。具体的には商品の価格形成、消費者による十分に情報を得た商品の選択、商品のエコデザインの付与に、その政策が現れるとする。当該グリーン・ペーパーに関連する欧州委員会の文書が2003年と2005年に出された。環境に優しい商品の製造や資源の持続可能な利用方法がテーマとなっている。

(127) 欧州連合のホームページ

(http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/consumer_safety/index_en.htm)

2008年に商品の取引のための共通の枠組みに関する決定が下された。当該決定は、将来の立法のための工具箱として位置づけられている。当該決定は、共通の定義、共通の適合性の評価、製造業者・輸入業者・販売業者の義務などを定めている。当該決定は後述するヨーロッパ私法に関する共通の参照枠組みに類似するものと評価でき、決定という形式で出されていることが興味深い。

1985年に欠陥のある製造物から生じた損害に対する責任に関する指令が出された。当該指令において製造物とは動産を意味し、無過失責任主義で被害者の証明責任が軽減されている。当該指令は1999年に改正された。その結果、第1次的な農業産品、鳥獣産品、漁業産品も製造物責任の対象となった。⁽¹²⁸⁾ その後も、2001年、2002年、2006年に報告書や欧州理事会の決議が出されて再検討がなされている。

これらの事項は、商品の取引のための共通の枠組みに関する決定と欠陥のある製造物から生じた損害に対する責任に関する指令を中心して後述する。

4. 6. 2. 1. 4 個別的な製造物の安全性

このような一般的なレベルの製造物の安全性に関する指令等のほかに、個別的なレベルの製造物の安全性に関する数多くの指令等が並行して存在するとする。⁽¹²⁹⁾

たとえば、1987年に消費者の健康や安全性を危うくする外観・色・匂いから食料品に類似する食料品を規制する指令が出された。当該指令に拠って、その食料品の取引・輸入・製造が禁止されている。

1988年に成立した玩具の安全性に関する指令がある。14歳以下の子どもが
(28) 拙稿「EUにおける製造物の安全性と欠陥商品の責任—日本法への示唆」信州大学法学論集第4号、信州大学大学院法曹法務研究科、2004年、159頁以下。

(29) 欧州連合のホームページ

(http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/consumer_safety/index_en.htm)

(http://ec.europa.eu/consumers/safety/prod_legis/index_en.htm#other)

(http://ec.europa.eu/consumers/safety/projects/index_en.htm)

使用する玩具については、取引前の製造時において重要な条件を充たすことが要求されるとする。この条件は欧州規格委員会によって確定されるものであるとする。この条件が充たされれば、「CE」マークが付与されるとする。当該指令は1993年に修正された。2008年には、磁石の玩具に関する決定が出された。当該決定では、子どもの保護のために警告書の貼付が義務付けられているとする。さらに、2008年における欧州委員会による玩具についての調査や産業界との協定を経て、2009年の玩具の安全性に関する指令によって抜本的な改正が行なわれた。この改正の背後にあるものは、技術革新と最低条件の調和化であるとする。当該指令によると、玩具は、一般的に適用される重要な条件と特定の物質に適用される特殊な安全基準を充たすことが要求される。警告書を玩具に付け、「CE」マークが貼付されるとする。これらの基準の適合性に対する製造業者等の役割が定められている。

当該指令に関連するものとして、2005年の危険物及び調合剤の取引と利用の制限に関する指令、2006年の化学物質の規制に関する規則（REACH）、2008年の物質と混合物の分類・ラベル・包装に関する規則が採り上げられている。2006年の化学物質の規制に関する規則については、同年に化学物質の消費者への影響に関する討議が行なわれた。2009年には、ジメチルフマレイトの規制に関する決定が出された。同年に、このジメチルフマレイトの分析方法についての検討が行われた。

1989年に身体的な保護器具の設計に関する指令が出された。当該指令によって、身体的な保護器具の設計と製造は、重要な基準を遵守しなければならないとする。この基準は、欧州調和基準に相当する。この基準に適合していれば、「CE」マークが付与されるとする。

当該指令は、1993年、1996年、2003年に改正された。当該指令に関連するものとして、1989年の身体的な保護器具の設計に関する指令に定められている重要な基準を充たす欧州基準に関する欧州委員会の文書と1998年の技術基準と規則についての情報提供に関する指令が採り上げられている。

1992年に液体また気体燃料を使う新しい熱湯ボイラーに関する指令が出さ

れた。このボイラーは、4 KWより少なくなく400KWより多くない出力であると特定されている。このボイラーは、製造時または取引前に重要な基準を遵守する必要があるとする。この基準は、欧州調和基準である。この基準に適合していれば、「CE」マークが付与されるとする。

当該指令は、エコデザインに関する2005年の指令の実施措置の中に位置づけられている。当該指令は1993年、2004年、2005年に改正された。当該指令に関連するものとして、2006年のエネルギーの効率化に関する欧州委員会の文書や2002年の建物のエネルギー効率に関する指令があるとする。

1993年に市民が利用する爆薬の取引と監視に関する指令が出された。当該指令によれば、その爆薬は重要な安全基準に従う必要があり、この安全基準に従う爆薬には「CE」マークが付けられるとする。この安全基準の源は、欧州調和基準である。当該指令は2003年に改正された。

当該指令に関連するものとして、2004年の火工品と弾薬に関する指令、2004年の爆薬文書の共同体内の移動に関する決定、2005年の爆薬等の安全確保措置に関する欧州委員会の文書、2008年の市民が利用する爆薬の確認と追跡に関する指令が指摘されている。

同じく、1993年に医療機器及びその付属器具に関する指令が出された。当該指令によれば、医療機器及びその付属器具は設計及び製造において重要な基準に適合していなければならないとする。この基準は、欧州調和基準である。この基準を遵守していれば、「CE」マークが付与されるとする。しかし、注文で作られたものや医学調査のものはその例外であるとする。

当該指令は、その後1998年、2000年、2001年、2003年に改正された。2005年には、当該指令の改正案のほかに、活動する移植可能な医療器具に関する指令と殺生物剤の取引に関する指令の改正案が出されたとする。前者の改正案は、1990年の活動する移植可能な医療器具に関する指令に対するものである。当該指令によれば、その器具は、重要な安全基準を遵守しなければならないとする。この基準は、欧州調和基準である。この基準に従っていれば、「CE」マークが付与されるとする。しかし、例外的に「CE」マークがなく

ても承認される器具等があるとする。当該指令は1993年と2003年に改正されていた。

当該医療機器及びその付属器具についての指令に関連のあるものとして、個別的に挙げられているのは、2005年の尻・膝・肩の関節の交換の再分類に関する指令、2003年の胸部の移植の再分類に関する指令、2003年の動物由来の組織に関する指令、2001年の人が使用する医薬品に関する指令である。

1994年にリクリエーション用の船舶に関する指令が出された。当該指令は、その船舶の安全の側面と環境への配慮の側面の両者を持っているとする。その船舶は、これらの側面に関する重要な基準を遵守していなければならない。この基準に適合していれば、「CE」マークが付与されるとする。

当該指令は、2003年と2008年に改正された。当該指令に関連があるものとして、1988年の自動車からの気体及び微粒子の汚染物の放出に関する指令、1997年の移動式の機械装置からの気体及び微粒子の汚染物の放出に関する指令、1998年の技術基準及び規則の分野の情報提供方法に関する指令が指摘されている。

1995年に昇降機に関する指令が出された。当該指令によれば、昇降機とその安全部品の設計と製造は、重要な基準を遵守していなければならないとする。この基準は欧州調和基準を意味している。この基準を遵守していれば、「CE」マークが付与されるとする。当該指令は、2003年と2006年に改正された。

当該指令に関連するものとして、前述した2006年の機械類に関する指令や2006年の昇降機に関する欧州委員会の文書があるとする。

1997年に圧力器具に関する指令が出された。当該指令によれば、0.5バールよりも大きい圧力のある圧力器具が対象となる。この圧力器具の設計と製造は、重要な基準を遵守する義務がある。この基準は、欧州調和基準である。この基準に適合していれば、「CE」マークが付与されるとする。多様な圧力器具に合わせた規定を伴う圧力器具の分類が行なわれている。この分類に合わせた重要な基準が確定しているとする。

当該指令は、2003年に改正された。当該指令に関連するものとして、1975年のエールブル・ディスペンサーに関する指令、1976年の圧力器具及び圧力器具を検査する方法に関する指令、1987年の扱いやすい圧力器具に関する指令、1999年の運ぶことができる圧力器具に関する指令等があるとする。

1998年に生体外の診断上の医療機器に関する指令が出された。当該指令によれば、生体外の診断上の医療機器と付属器具は、製造と取引において重要な基準に適合していなければならず、この基準は欧州調和基準を意味している。この基準に適合していれば、「CE」マークが付与されるとする。当該指令は2003年に改正された。

当該指令に関連するものとして、1999年以降に出された1998年の生体外の診断上の医療機器に関する指令の実施に関する欧州委員会の文書や2002年の生体外の診断上の医療機器についての共通の技術仕様書に関する決定があるとする。

1999年にラジオ及び遠距離通信端末機と適合性の相互承認に関する指令が出された。当該指令によれば、ラジオ及び遠距離通信端末機は、指令の定めた重要な基準を遵守する義務がある。この基準に従っていれば、「CE」マークが付与されるとする。

当該指令は、2003年と2009年に改正された。当該指令に関連のあるものとして、2004年と2010年に出された1999年のラジオ及び遠距離通信端末機と適合性の相互承認に関する指令に関する進捗状況報告書、2000年のラジオ及び遠距離通信端末機等の最初の分類に関する決定、1999年のラジオ及び遠距離通信端末機と適合性の相互承認に関する指令に基づくフランスの要請についての2000年の決定、1999年のラジオ及び遠距離通信端末機と適合性の相互承認に関する指令が国内の河川における無線電話に関する地域協定に対して適用されることについての2000年の決定、1999年のラジオ及び遠距離通信端末機と適合性の相互承認に関する指令の雪崩標識への適用に関する2001年の決定、航海用のラジオ通信機の重要な基準に関する2004年の決定、1999年のラジオ及び遠距離通信端末機と適合性の相互承認に関する指令の AIS に参加

するラジオに対する適用についての2005年の決定、Cospas-Sarat ロケータ標識へのアクセスを確保する重要な基準についての2005年の決定、1998年のオープンネットワーク規定の音声電話による通信に対する適用と遠距離通信のユニバーサルサービスに関する指令、1999年の公衆が電磁気に曝されることを制限する勧告、1991年の民間航空の分野における技術基準と行政手続きの調和に関する規則、2004年の欧州航空交通管理ネットワークの相互運用に関する規則が採り上げられている。

2000年に戸外で利用される機器による環境への騒音の放出に関する指令が出された。当該指令は、騒音の放出基準や適合性の評価方法等を定め、この基準に適合していれば、「CE」マークを付与とする。当該指令は、2005年と2009年に改正された。当該指令に関連するものとして、2002年の環境を害する騒音の評価と管理に関する指令と2003年の産業騒音等に関する計算方法のガイドラインについての勧告が採り上げられている。

同じく、2000年に乗客を運ぶケーブルウエイ装置に関する指令が出された。当該指令において、ケーブルウエイ装置の重要な安全基準と検査及び組立方法等が定められている。その重要な安全基準は、欧州調和基準に拠っている。

3歳以下の子どもを対象としたフタレットを含有した玩具と保育用品に対する規制として、2005年の危険物及び調合剤の取引と利用の制限に関する指令がある。当該指令によって、その販売と輸入が禁じられている。当該指令は、1999年から検討が行われてきた成果である。

2006年にライター規制に関する決定が出された。当該決定によれば、ライターは子どもにとって使いづらいものでなければならない。それ故、ライター商品に対する取引規制がなされている。ライターの安全性は、ISO9994という国際基準に従っているとする。

同じく、2006年には機械類に関する指令が出された。当該指令によれば、機械類は取引以前の設計と製造において重要な基準を遵守していなければならないとする。この基準は、欧州調和基準を意味している。この基準を遵守していれば、「CE」マークが付与されるとする。当該指令は、1998年の機械

類に関する指令を改正したもので、1995年の昇降機に関する指令を修正したものである。

当該指令に関連するものとして、1970年の自動車及びトレーラーに関する指令、1991年の武器の取得及び所有の制御に関する指令、1997年の圧力機具に関する指令、2002年の二輪または三輪の自動車に関する指令、2003年の農業または森林トラクター及びトレーラーと互換性のある牽引される機械類等に関する指令があるとする。

2006年に特定の電圧量の制限内で利用される電気機器に関する指令が出された。当該指令によれば、対象となる電気器具は交流では50ボルトと1000ボルトの間で、直流では75ボルトから1500ボルトの間のものでされている。この電気器具は指令の安全基準に従わなければならない、この基準に従うことによって「CE」マークが付与されるとする。

2007年に火工品の取引に関する指令が出された。当該指令に拠れば、火工品は3種類に分類され、年齢制限があつて特定の年齢よりも低い場合は取引ができないとする。火工品は重要な安全基準に従っていないとすれば、これを遵守していれば「CE」マークが付与されるとする。火工品にはラベルが貼付され、取引の監視もなされるとする。

当該指令に関連するものは、前述した1993年の市民が利用する爆薬の取引と監視に関する指令と2004年の火工品と弾薬に関する指令のほかに、1988年の玩具の安全性に関する指令、1996年の危険物を含んだ大きな事故の危険の制御に関する指令、1996年の航海設備に関する指令等があるとする。

2008年には、不法で有害な内容に晒される危険を回避するためにビデオ・ゲームの利用に関する欧州委員会の文書が出された。当該文書は、2002年に出されたビデオ・ゲームやコンピューター・ゲームのラベルに対する消費者保護に関する欧州理事会の決議の影響を受けて作成されたものであるとする。産業界は、行動規範を作って自主規制を行なっているとする。

2009年には、扱いやすい圧力器具に関する指令が出された。当該指令は、人の安全性だけでなく、家庭内の動物や財産の安全性も対象としているとす

る。その器具の設計と製造等は、欧州調和基準に従った重要な基準を遵守しなければならないとする。この基準に適合していれば、「CE」マークが付与されるとする。

同じく、2009年に気体燃料を燃やす機器に関する指令が出された。当該指令によれば、気体燃料を燃やす機器と付属品の設計と製造に際し、人や家庭内の動物と財産の安全性が保証されるべきであるとする。また、これらの機器の取引に当たって指図書と警告書が交付されるべきであるとする。当該指令が定める安全基準の審査があり、この審査に合格すれば、「CE」マークが付与されるとする。

2009年に聴力の被害の防止のためにパーソナル・ミュージック・プレイヤーに関する決定が出された。現在、新しい技術的な安全基準が作成されているところである。

また、窓のブラインドの紐についての危険に対処するための討議が始められているところである。

製造物の安全性に関連して、製造物の品質の確保のために、たとえば、化粧品¹³⁰の公的試験に関する指令が存在する。

たとえば、1980年の化粧品の成分のチェックのための分析方法に関する指令がある。この指令はその後、1982年、1983年、1985年、1993年、1995年、1996年に改正された。

これらの事項は、消費者が購入して消費するものに関連するもので、主に消費者契約法を締結する以前にかかわる重要な事項である。製造物責任等に関する指令に関連する範囲で後述する。

4. 6. 2. 1. 5 サービスの安全性

このような製造物の安全性に関する措置のほかに、サービスの安全性に関する措置が行われてきた。¹³⁰しかし、多くの製造物の安全性に関する措置と比較して、サービスの安全性に関する措置は少ない。

たとえば、1986年のホテルの火災に対する安全性についての勧告を挙げる

ことができる。当該勧告は、避難ルートや建物の安全性等に関する基準、ホテルの建設のガイドライン、定期的な検査について定めている。

1997年には、ホテルの火災に対する安全性についての欧州理事会の決議が出された。さらに、1986年のホテルの火災に対する安全性についての勧告に関する2001年の報告書が出された。当該報告書の検討が現在行われているところである。

航空運送、鉄道運送、道路運送、水上運送の概略は後述するが簡単に言及しておく、1991年に民間航空の分野の技術基準と行政手続きの調和に関する規則が制定された。当該規則は、航空機の運行及び維持管理や職員及びその組織を対象とするものである。各構成国が出した証明書の相互承認が必要であるとする。当該指令は、2002年、2006年、2008年に何回も改正された。

1996年に海上運送の安全性のための船舶用機器に関する指令が出された。当該指令は1974年の海上活動の安全性に関する国際条約に基づくもので、海上活動の安全性、海洋汚染の防止、船舶用機器の自由移動に関連しているとする。この船舶用機器は、当該指令の基準に従って適合性の審査が行なわれる。この審査に合格すれば、マークが付けられるとする。

当該指令は、1998年、2002年、2008年、2009年に改正された。当該指令に関連するものとして、2004年に欧州共同体とアメリカとの間の船舶用機器の適合性の証明に関する相互承認についての決定があるとする。

1998年に客船の安全基準に関する指令が出された。この安全基準に従っていれば、安全証明書が発行されるとする。

当該指令は2003年に改正された。当該指令に関連するものとして、1999年のギリシャにおける客船の等級リストに関する決定、1999年の安全運行のための強制調査のシステムに関する指令、1974年のアテネ条約に関する2002年

(30) 欧州連合のホームページ

(http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/consumer_safety/index_en.htm)

(http://ec.europa.eu/consumers/safety/serv_sectors/index_en.htm)

(http://ec.europa.eu/consumers/safety/serv_background/index_en.htm)

の議定書に対する欧州共同体の結論に関する2003年の決定案，2003年のローロー客船の特別な安全基準に関する指令が指摘されている。

2004年に共同体の鉄道の安全性に関する指令が出された。当該指令は，安全監督機関，安全証明書の相互承認，安全基準，安全性の調査手続などについて規定しているとする。鉄道の安全性を確保するために，安全基準に従う必要がある。この安全基準に従っている場合には，安全証明書が交付されるとする。

当該指令は，2008年に改正された。当該指令に関連のあるものとして，2007年の安全証明書及び申請書の共通のフォーマットの利用に関する規則，2008年の鉄道システムの相互運用に関する指令，2008年の危険物の内国運送に関する指令が採り上げられている。

その他に，オランダ消費者安全研究所による2003年のスポーツ及びレジャー活動における危険性に関する報告書，欧州委員会による2005年のフェアグラウンド及び遊園地における消費者の安全性に関する報告書，欧州子ども安全連盟による2008年の水のレクリエーションにおけるサービス提供者に対する安全ガイドラインが採り上げられている。

サービスの安全性に関連して，サービスの品質の確保のために，たとえば，1976年の水浴びの水の品質に関する指令や改正された2006年の水浴びの水の管理に関する指令が出された。

当該指令は，2000年の水政策の分野の共同体の行動枠組みに関する指令，2001年のより良い世界に向けた持続可能なヨーロッパに関する欧州委員会の文書，2005年の持続可能な開発戦略の再検討に関する欧州委員会の文書，2010年の第6次環境行動計画に関する欧州委員会の文書に関連するとする。

また，この分野において，1992年の水分野の指令に関する課題を扱う決定や2000年の新しい水浴びの水政策の発展に関する欧州委員会の文書も関連するとする。

このような個別的な施策と並んで，より一般的なサービスの安全性に関する検討が行われてきた。2002年から構成国等のサービスの安全性に関する実

態調査が行われ、2003年に欧州委員会の報告書と欧州理事会の決議が出された。サービス提供者の責任についても報告書が出されている。⁽¹³¹⁾

これらの事項は、消費者が購入して消費するものに関連するもので、主に消費者契約法を締結する以前にかかわる重要な事項である。製造物責任等に関する指令に関連する範囲で後述する。この中で、サービスの安全性及びサービス提供者の責任を論ずることにする。

4. 6. 2. 1. 6 消費者契約

消費者契約について、1985年の営業所以外で交渉された消費者契約に関する指令、1990年のパック旅行、パック休暇、パックスツアーに関する契約に関する指令、1993年の消費者契約における不公正約款に関する指令、1994年のタイムシェアによる不動産利用権の購入に関する指令を受け継いだ2008年のタイムシェアリング・長期休暇商品・再販買・交換契約に関する指令、1997年の遠隔地契約に関する指令、1999年の消費財の売買及び保証契約に関する指令、2002年の消費者金融サービスの遠隔販売に関する指令、2008年の消費者信用契約に関する指令、2008年の消費者の権利に関する指令案を題材として前述した。

したがって、ここでは2010年に欧州委員会によって提出された「消費者と事業者のための欧州契約法への進展のための政策上の選択肢に関するグリーン・ペーパー」を概観しておくこととする。⁽¹³²⁾

(131) 拙稿「消費者保護の観点から見たサービス提供者の法的課題に関する比較法的研究—日本における介護事故の法的対応—」平成17年度信州大学法科大学院地域連携事業報告書、信州大学法科大学院、2006年、102頁以下。

拙稿「消費者保護の観点から見たサービス提供者の法的課題に関する比較法的考察」平成18年度信州大学法科大学院地域連携事業報告書、信州大学法科大学院、2007年、126頁以下。

(132) European Commission, Green Paper from the Commission on Policy Options for Progress towards a European Contract Law for Consumers and Businesses, Brussels, 1.7.2010, COM(2010)348 final.
(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52010DC0348:EN:NOT>)

本文書は、契約法の多様性に消極的な評価を下している。この多様性は取引費用の増大、法的安定性の欠如、消費者の信頼の喪失を生じさせることからである。このために国境を越えた取引をしなくなると、域内市場の意味を喪失させることに危惧をしているのである。ここに本文書の出発点があり、解決策としての立法上の提案を示唆している。法の多様性を否定することができないとしても、法の調和化の思想が基底にあるのである。この思想は、域内市場の貫徹と結び付いていることに注意を要する。

本文書はこのような事情の背景を述べてうえで、EU の国際私法（Rome I 規則）の消費者常居所主義の不備を指摘して2008年の消費者の権利に関する指令案の意義を述べている。しかし、その範囲の限定の故に構成国の他の部分の消費者法との適合性の問題と、EU法の範囲外にある構成国の一般契約法との適合性の問題を正当に認識している。2008年の消費者の権利に関する指令案等にある完全調和の原則の限界も自覚しているのである。しかしまた、事業者間の取引におけるヨーロッパ共通契約法の選択の余地の不存在のゆえに、当事者の選択した準拠法、ウィーン国際物品売買条約、UNIDROIT 国際商事契約原則の不十分さを指摘する。このような複雑な状態の中で、EU における契約法の形態が問われているのである。不完全ながらも、その方向を希求していると言うことができる。

このEUの契約法の形態の指針として、契約法の多様性の回避、高水準の消費者保護、包括性、自立性を挙げている。これらと関連して、法的性格、人的・領域的な適用範囲、実体法上の範囲を問題としている。

この法的性格について、専門家グループによる編集物を公表する方法があるとする。しかし、これは任意に利用されるだけで、前述した取引費用の増大、法的安定性の欠如、消費者の信頼の喪失を除去することには役立たないと評価する。

欧州委員会の文書または決定、あるいは、欧州委員会・欧州議会・欧州理事会の間の合意による立法の道具とする方法があるとする。しかし、この方法は専門家グループによる編集物を公表する方法と同様に、取引費用の増大、

法的安定性の欠如、消費者の信頼の喪失を除去することには役立たず、法の解釈と適用を含めた法の共通性を確保できないとする。

欧州委員会の勧告による方法で、構成国法と置き換えることを求めるアメリカ方式と構成国法と併存させる選択手段とする方式があるとする。しかし、構成国に対する拘束力がないことが欠点であると考えられている。

構成国法と併存させる選択手段を定める規則による方法があるとする。この方法は、前述した欧州委員会の勧告による方法における構成国法と併存させる選択手段とする方式と類似しているが、勧告でなく規則とすることによって拘束力が強くなることに特色を持っている。この規則が十分に機能するために、明瞭性と強行法規への適用を条件としている。この方法は取引費用の増大、法的安定性の欠如、消費者の信頼の喪失を除去することに役立つとするが、しかし法的環境の複雑さを欠点として挙げている。

欧州契約法に関する指令という方法があるとするが、最低限度の共通基準を内容とする限り法の多様性が残存するとする。

欧州契約法の制定に関する規則という方法があるが、補充制の原則と比例性の原則に反する恐れがあるとする。欧州民事法典の制定に関する規則もありうるとするが、補充制の原則との関連性を問題としている。

いずれの方法も一長一短があるが、本文書は欧州委員会の勧告による方法と構成国法と併存させる選択手段を定める規則による方法に好意的である。

人的な適用範囲について、すべての契約に適用される一般的な部分と特殊の契約に適用される特別な部分とするものと、事業者と消費者の間と事業者と事業者の間に分けるものが提案されている。後者に対して消極的である。

領域的な適用範囲については、国境を越えた取引だけに適用される場合と国境を越えた取引及び国内取引の両方に適用される場合を採り上げている。後者に対してやや積極的である。

実体法上の範囲について、消費者保護のための強行法規を含むとするが、契約の定義、契約前の義務、契約の形成、撤回権、代理、取消・無効、解釈、内容及び効果、履行、不履行に対する救済手段、多数当事者、当事者の交換、

相殺、混同、時効とする提案、これらの他に不当利得、契約外責任、動産の取得及び喪失、動産担保を追加する提案、一般的契約法と動産売買、サービス契約、自動車のリース、保険、金融サービスとする提案、契約法と事務管理、不当利得、不法行為とする提案に分かれている。どの提案も併記されているだけである

以上のように、本文書の骨格だけを述べたが、本文書は検討材料であって結論は2011年12月末までに出す予定であるとする。

4. 6. 2. 1. 7 航空運送

運送の分野には、1990年のパック旅行、パック休暇、パックスツアーに関する契約についての指令がある。すでに述べたので、ここでは、航空運送に限定して概観しておくことにする。⁽¹³³⁾

1989年にコンピューター予約システムのための行為規範に関する規則が制定された。当該規則は、航空運送事業者の間の公平な競争によって消費者を保護するために設けられたものである。

当該規則は、1993年、1999年、2009年に改正された。当該規則に関連があるものとして、当該規則の適用に関する1995年と1997年の欧州委員会の報告書があるとする。

1997年には、乗客及び荷物の運送に関する航空運送事業者の責任についての規則が制定された。当該規則は、乗客の死亡または傷害や荷物の損害に対して航空運送事業者の責任を定めている。この被害者に対して前払い金を支払う制度がある。

当該規則は、2002年に改正された。当該規則に関連があるものとして、国際航空運送の諸規定の統一化のための国際条約の締結に関する2001年の決定を挙げることができるとする。

(133) 欧州連合のホームページ

(http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/protection_of_consumers/index_en.htm)

(http://europa.eu/legislation_summaries/transport/air_transport/index_en.htm)

2000年に乗客の保護に関する欧州委員会の文書が出された。当該文書は、その名称のとおり乗客の権利の保護を目的として作成されたものである。

当該文書に関連があるものとして、1997年の事故における航空運送事業者の責任に関する規則、2000年の乗客の権利に関する欧州理事会の決議、2004年の搭乗拒否・フライトの取消または長時間の遅延に対する乗客の補償と支援についての共通ルールに関する規則、2004年の乗客のデーターの公共機関への移転に関する国際枠組みについての欧州委員会の文書、2005年の操業禁止に服する航空運送事業者のリスト及び乗客への航空運送事業者の身元の情報提供についての規則が挙げられている。最後に挙げた規則は、2009年に改正された。当該規則に関連のあるものとして、2006年の操業禁止に服する航空運送事業者のリストに関する規則があるとする。

2003年に民間航空における事故報告に関する指令が出された。事故の分析と防止のために、事故報告が必要とされた。当該指令に関連して、2007年の事故情報の中央保管機関への統合のための実施規定に関する規則が制定されたとする。

2004年に共同体内の空港を使用する第3国の航空機の安全性についての指令が出された。当該指令は、2005年と2008年に改正された。当該指令に関連するものとして、2006年と2007年の欧州共同体安全計画に関する欧州委員会の報告書、2006年の共同体内の空港を使用する航空機の安全性に関する情報収集及び交換と情報システムの管理についての規則、2008年の共同体内の空港を使用する航空機のタラップの検査の優先順位に関する規則があるとする。

同じく、2004年に乗客のデーターを通知する航空運送業者の義務に関する指令が出された。当該指令は、国境の管理と不法な移住を取り締まるためである。

2004年には、搭乗拒否・フライトの取消または長時間の遅延に対する乗客の補償と支援についての共通ルールに関する規則が制定された。当該規則の名称から推測できないが、航空チケットに記載されたランクよりも下のランクの座席に座らされた場合の補償も三段階に分けて定められている。

2005年に欧州連合における乗客の権利の強化に関する欧州委員会の文書が出された。当該文書に関連するものは、2003年の欧州横断運送ネットワークの発展に関する欧州委員会の文書と2004年の共同体内における電子道路通行料システムの相互利用に関する指令であるとする。

2006年に障害者及び移動を制限された者の権利に関する規則が制定された。当該規則に関連のあるものとして、2000年の乗客の保護に関する欧州委員会の文書、2010年に向けた2001年の欧州運送政策に関するホワイト・ペーパー、2004年の搭乗拒否・フライトの取消または長時間の遅延に対する乗客の補償と支援についての共通ルールに関する規則、2007年の鉄道の乗客の権利及び義務に関する規則、2008年の移動を制限された乗客の移動機器の破壊・損害・喪失に対する航空運送業者及び空港会社の責任範囲についての欧州委員会の文書があるとする。

2007年の法の執行のための乗客の登録氏名の使用に関する枠組み決定案が出された。当該指令案はテロと組織犯罪に対処するために作成されたものであるとする。

2008年には、民間航空の分野における共通ルールと欧州航空安全機構の設立に関する規則が制定された。当該規則は、乗客の安全、環境保護、物・人・サービスの自由移動などのために作成されたものであるとする。

同じく、2008年に民間航空の安全性の分野における共通ルールに関する規則が制定された。当該規則は、不法な侵害行為を防止するために作成されたものであるとする。

当該規則は、2010年に改正された。当該規則に関連があるものとして、2009年の民間航空の安全に関する基本的な共通基準を補充する規則、2009年の民間航空の安全に関する基本的な共通基準からの逸脱または代替安全措施の採択のための基準に関する規則、2010年の航空の安全の検査手続に関する規則、2010年の航空の安全に関する基本的な共通基準の実施措置に関する規則が挙げられている。

最後に、航空の安全措施費用の徴収に関する指令案が2009年に出されたこ

とを指摘しておく。

航空運送における乗客等は運送契約を締結し、運送の安全性に関心を持っているので、この航空運送に関する規律の内容について後述することにする。

4. 6. 2. 1. 8 鉄道運送

鉄道運送の分野でも、鉄道の乗客の契約上の立場を強化し、鉄道の安全性に関する措置が行なわれてきた。⁽¹³⁴⁾

1996年に危険物の鉄道運送に関する指令が出された。当該指令は、国際鉄道運送条約の内容を引き継ぐものであるとする。当該指令は、2000年、2001年、2002年、2003年、2004年、2006年に改正された。

当該指令に関連するものとして、1996年の道路・鉄道・内国水路による危険物の運送のための安全アドバイザーの任命及び職業資格に関する指令、2001年の技術的進歩に適合させる指令で予告された1996年の危険物の鉄道運送に関する指令の付属書、1996年に危険物の鉄道運送に関する指令の除外事由を定める権限を構成国に与える2005年の決定、この2005年の決定を修正する2005年の決定があるとする。

2004年の共同体の鉄道の安全性に関する指令が出された。当該指令によれば、安全監督機関、安全証明書の相互承認、共通の安全基準、事故調査の共通ルールについて定めているとする。

当該指令は2008年に改正された。当該指令に関連するものは、2007年の安全証明書及び申請書の欧州共通フォーマットの利用に関する規則、2008年の危険物の内国輸送に関する指令、2008年の共同体における鉄道システムの相互運用に関する指令であるとする。

さらに、鉄道貨物便の運送契約における契約条件と補償の内容が問題となっていた。2004年に鉄道貨物便サービスに関する契約上の質の条件を遵守しない場合における補償についての規則案が出された。当該規則案はその後に

(134) 欧州連合のホームページ

(http://europa.eu/legislation_summaries/transport/rail_transport/index_en.htm)

取り下げられたが、2008年に鉄道貨物便サービスの質に関する欧州委員会の文書が提出された。

当該規則案に関連するものとして、1980年の国際鉄道運送条約、1980年の国際鉄道運送条約を修正する1999年の議定書、1980年の国際鉄道運送条約及び1980年の国際鉄道運送条約を修正する1999年の議定書の加盟条件の交渉権限を欧州委員会に付与する欧州理事会の決定に対する2002年の勧告、2004年の欧州鉄道システムの統合に関する欧州委員会の文書、欧州鉄道の発展に関する1991年の指令を修正する2004年の指令案、欧州鉄道ネットワークにおける機関車及び電車を運転する電車乗務員の証明書に関する2004年の指令案、2004年の国際鉄道乗客の権利及び義務に関する規則案が挙げられている。

2007年に鉄道の乗客の権利と義務に関する規則が制定された。当該規則は、契約締結前の契約条件の情報提供などを定めている。当該指令に関連するものとして、2004年の欧州鉄道システムの統合に関する欧州委員会の文書が挙げられている。

2008年に危険物の内国輸送に関する指令が出された。2010年に、当該指令の付属書を改定する決定が出されている。

航空運送と同様に、鉄道の乗客等は運送契約を締結し、運送の安全性に関心を持っているので、この鉄道運送に関する規律について具体的に後述することにする。

4. 6. 2. 1. 9 道路運送

道路運送における乗客等が締結する運送契約と運送の安全性に関連するものに限定して言及する。⁽¹³⁵⁾

1985年に道路運送の機器の登録に関する規則が制定された。当該規則を修正する1998年の規則が制定された。その後、2002年と2004年に1985年の規則を技術進歩に適合させる規則が制定された。

1992年に長距離バス及びバスによる乗客の国際運送のための共通ルールに関する規則が定められた。当該規則は、1998年と2007年に改正された。

当該規則に関連するものは、1992年の長距離バス及びバスによる乗客の国際運送のための共通ルールに関する規則に関する1996年の報告書、1992年の長距離バス及びバスによる乗客の国際運送のための共通ルールに関する規則及び長距離バス及びバスによる乗客の国際運送のための文書に関する1998年の規則の適用のための詳細ルールを定める1998年の規則、2004年の長距離バス及びバスによる乗客の運送のための共同体の枠組みの影響と見直しに関する欧州委員会の文書が挙げられている。

1993年に道路の安全性に関する行動計画についての欧州委員会の文書が出された。当該文書は、道路の安全性に関する全般的な計画である。その後、1997年などに類似の文書が出された。これらの文書は、期間を区切って綿密な行動計画を立てている。

同じく、1993年に道路交通事故に関する共同体のデータベースの設置についての決定が出された。当該決定は、2003年に改正された。当該決定に関連して、道路交通事故による人身傷害に関する共同体の治療データベースの進捗状況などについての報告書が1997年に出された。

1994年に危険物の道路輸送に関する指令が出された。軍用車両による危険物の道路輸送は除かれるとする。当該指令は、2000年、2003年、2006年に改正された。

当該指令に関連するものは、2001年のヨーロッパのための国連経済委員会規則105号への欧州共同体の加盟に関する決定、1994年の危険物の道路輸送

(15) 欧州連合のホームページ

(http://europa.eu/legislation_summaries/transport/road_transport/index_en.htm)

(<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-%2f%2fEP%2f%2fTEXT%2bIM-PRESS%2b20101129IPR02788%2b0%2bDOC%2bXML%2bV0%2f%2fEN&language=EN>)

(<http://www.europarl.europa.eu/oeil/file.jsp?id=5723032¬iceType=null&language=en>)

(http://ec.europa.eu/transport/road_safety/users/pedestrians/index_en.htm)

(http://ec.europa.eu/transport/road_safety/users/professional-drivers/index_en.htm)

に関する指令の期限の修正についての2002年の決定、1994年の危険物の道路輸送に関する指令の適用除外についての2003年の決定、1994年の危険物の道路輸送に関する指令の適用除外についての2005年の決定であるとする。

1995年に危険物の道路輸送のチェックのための統一手続に関する指令が出された。当該指令は、1994年の危険物の道路輸送に関する指令による構成国法の遵守のためにあるとする。当該指令は、2001年と2004年に改正された。

当該指令に関連するものとして、1995年の危険物の道路輸送のチェックのための統一手続に関する指令についての2000年の実施報告書、1995年の危険物の道路輸送のチェックのための統一手続に関する指令についての2007年の実施報告書が挙げられている。

1996年には、危険物の道路輸送、鉄道輸送、内国水路の輸送のための安全アドバイザーの任命及び職業資格に関する指令が出された。当該指令に関連して、危険物の道路輸送、鉄道輸送、内国水路の輸送のための安全アドバイザーの試験の最低条件についての指令が2000年に出された。

同じく、1996年に共同体を運行する特定の道路自動車のための国内及び国際交通における最大限の大きさ及び国際交通における最大限の重量を定める指令が出された。当該指令は、2002年に改正された。当該指令に関連して、最大15メートルの長さのバス及び長距離バスのサービス提供に関する欧州委員会の報告書が1998年に出された。

1997年に欧州連合における道路の安全性の促進に関する欧州委員会の文書が出された。当該報告書と関連して、道路の安全性の改善についての2000年の欧州理事会の決議と欧州連合の道路の安全性の優先事項に関する2000年の欧州委員会の文書が挙げられている。

2000年に共同体内を運行する商用自動車道路に適合しているのか否かの技術的な路傍の検査に関する指令が出された。その後、2000年の共同体内を運行する商用自動車道路に適合しているのか否かの技術的な路傍の検査に関する指令を技術進歩に適合させる2010年の指令、2010年の技術的な路傍の検査において発見された欠陥のリスク評価に関する勧告が出されたとする。

2001年には、自動車運転者の血液中のアルコール最大濃度に関する勧告が出された。当該勧告も道路の安全性に関連するものと考えられる。2002年には運転手の証明書を制定するための規則が出された。

2003年に欧州道路安全行動計画に関する欧州委員会の文書が出された。当該文書は、2010年までに事故被害者を半減させることについて論じたものである。

当該文書に関連するものとして、2003年の安全で高い知能を持つ自動車のための情報通信技術に関する欧州委員会の文書や2004年の道路安全の分野の実施に関する勧告などがあるとする。

同じく、2003年に長距離バス及びバスによる乗客の国際的な特別な運送に関する条約が締結された。当該条約は、道路の安全性やサービスの組織化等の改善のための技術的条件の規制を目的としたものであるとする。

当該条約に関連するものとして、1982年の特別な長距離バス及びバスサービスによる道路上の乗客の国際運送に関する条約の実施についての規則、1985年の道路運送の設備の記録に関する規則、1992年の共同体内における特定の種類の自動車の速度制限装置の設置及び使用に関する指令、1996年の道路運搬業者及び道路乗客運送業者の営業許可と国内及び国際運送業において運送業者のために開業の自由の権利を容易にすることを目的とした公式の資格の免許状・証明書その他の証拠の相互承認に関する指令、1996年の自動車及びトレーラーのための道路テストに関する指令、1996年の共同体を運行する特定の道路自動車のための国内及び国際交通における最大限の大きさ及び国際交通における最大限の重量を定める指令、2002年の長距離バス及びバスによる乗客の国際特別運送に関する条約の締結についての決定が挙げられている。

2003年には、物品または乗客の運送のための道路自動車の運転手の最初の資格と定期的訓練に関する指令も出されていた。

2004年に欧州横断道路ネットワークにおけるトンネルの最低安全基準に関する指令が出された。当該指令によれば、500メートル以上の長いトンネル

が対象となるとする。

2006年に運転免許に関する指令が出された。当該指令は、各構成国の運転免許の相互承認を主たる目的としているとする。当該指令は、2009年に改正された。同じく、2006年に道路運送に関する社会立法の調和化についての規則が制定された。道路運送活動に関する社会立法の実施のための最低条件を扱う指令も2006年に出された。この2006年の指令を再び修正する2009年の指令が出された。2007年に長距離バス及びバスサービスの市場アクセスのための共通ルールに関する規則案が提案された。

2008年にバス及び長距離バスの運送における乗客の権利に関する規則案が出された。当該規則案は、検討作業を経て2010年12月に合意に達した。

当該規則案は、2004年の消費者保護法の執行のための国内機関の間の協力に関する規則を修正するものであるとする。また、2004年の長距離バス及びバスによる乗客の運送のための共同体の枠組みの影響と見通しに関する欧州委員会の文書は、乗客の安全性と権利に言及していた。

同じく、2008年には、危険物の国内輸送に関する指令が出された。当該指令は、道路輸送、鉄道輸送、内国水路の輸送を対象としている。2010年に当該指令の付属書の改正が行なわれた。

2008年に道路の安全性の分野における国境を越えた実施を容易にすることについての指令案が出された。当該指令案は、自動車を登録した構成国以外の構成国で事故を犯した運転者の処罰を容易にすることを目的としているとする。

2009年に自動車及びトレーラーが道路に適しているのか否かの試験に関する指令が出された。当該指令の付属書で試験の対象となる自動車と試験項目が定められている。2010年に試験期間中に発見された欠陥の評価に関する勧告が出された。

同じく、2009年に歩行者及びその他の被害を受けやすい道路利用者の保護のための自動車の型の承認についての規則と、当該規則の付属書 I の実施ルールに関する2009年の規則が定められた。

2010年に運ぶことができる圧力機具に関する指令が出された。当該指令は、運ぶことができる圧力機具の安全性の改善と自由な移動を目的として作成されたものであるとする。

航空運送及び鉄道運送と同様に、道路運送における乗客等は運送契約を締結し、運送の安全性に関心を持っているので、この道路運送に関する規律について取捨選択して具体的に後述することにする。

4. 6. 2. 1. 10 水上輸送

一般的な政策論を除いて、水上運送における乗客等が締結する運送契約と運送の安全性に関連するものについて言及することにする。⁽¹³⁶⁾

1994年に、国際海運機構（IMO）が定めた分離されたバラストを持つ石油タンカーにおけるバラストの空間のトン数の計量の適用に関する規則を欧州共同体で実施する規則が制定された。同趣旨の規則が2002年に制定された。当該規則は、単一の船体のタンカーを禁止するものであるとする。

1994年の規則に関連するものとして、2002年の安全な海と船舶からの汚染の防止に関する委員会の設立に関する規則が制定された。

同じく、1994年に、船舶の検査及び調査機構と当該海上行政活動のための共通のルールと基準についての指令が出された。当該指令は、国際条約の履行を確保する目的を持っている。当該指令は、1997年、2001年、2002年に改正された。

当該指令に関連するものとして、海の安全性と船舶からの汚染の防止についての指令を改正する2002年の指令と2008年の海の安全性に関する欧州委員会の検査の手続の改定についての規則が挙げられている。

1995年に、船舶の安全性、汚染防止、船内の生活、労働条件に関する国際基準の実施についての指令が出された。当該指令は、1998年、1999年、2001

(136) 欧州連合のホームページ

(http://europa.eu/legislation_summaries/transport/waterborne_transport/index_en.htm)

(http://ec.europa.eu/transport/passengers/maritime/maritime_en.htm)

年，2002年に改正された。

1996年には，共同体内における国内及び国際的な内国水路の運送におけるチャーター及び代金決定のシステムに関する指令が出された。当該指令は，当該契約の仕方について定めているとする。当該指令は2003年に改正され，規則となった。

同じく，1996年に運送サービスを提供する自由を確立するために構成国間の内国水路による物品または乗客の運送に適用される共通ルールに関する規則が制定された。当該規則は，名称が示すように運送サービスの提供の自由を目的として作成されたものであるとする。

1996年に船舶用機器に関する指令が出された。当該指令は，海上運送の安全性の保証と船舶用機器の自由移動などのために，国際条約を受け入れて共通ルールを定めているとする。

当該指令は，1998年，2002年，2008年，2009年に改正された。当該指令に関連するものは，船舶用機器の適合性の証明書に関する相互承認についてのアメリカとの合意の決定であるとする。

1998年に客船の安全性のルールと基準に関する指令が出された。当該指令は，船舶の安全性の改善と国際交渉の手続の制定を目的として作成されたものであるとする。当該指令は，2003年に2回改正された。

当該指令に関連するものとして，1999年のローローフェリー及び高速客船の安全な定期運航のための強制調査のシステムに関する指令，1999年のギリシャが通知した客船のA等級及びB等級のリストの公表に関する決定，乗客及び荷物の海上輸送に関する1974年のアテネ条約の2002年議定書の締結に関する2003年の決定案，2003年のローロー客船の特別な安定性の基準に関する指令が挙げられている。1999年のローローフェリー及び高速客船の安全な定期運航のための強制調査のシステムに関する指令は，2002年に改正された。

2000年に欧州水域における油汚染の損害の補償基金の設立に関する規則案が出された。当該規則案は，油汚染の責任及び補償内容を改善するもので，適切な補償と罰金を課すものであるとする。

2000年に海上油貿易の安全性に関する欧州委員会の文書とエリカ油タンカーの沈没による海運の安全性についての共同体の第2の措置に関する欧州委員会の文書が出された。

これらの文書に関連するものは、前述した2000年の欧州水域における油汚染の損害の補償基金の設立に関する規則案、2002年の共同体の船舶交通モニター及び情報システムの設立に関する指令、2002年の単一の船体の油タンカーに関する船体の二重の設計基準または同等の設計基準の段階的な採用の促進に関する規則、2002年の欧州海上安全機構の設立に関する規則、2002年の安全な海及び船舶からの汚染の防止についての委員会の設立に関する規則、2002年の海運の安全及び船舶からの汚染の防止に関する指令の修正についての指令、2003年の船舶に由来する汚染と汚染犯罪に対する刑事制裁を含めた制裁の導入に関する指令案があるとする。

2001年に、ばら積み貨物船の安全な積み込み及び積み下ろしのための調和的な基準と手続の制定に関する指令が出された。当該指令は、2002年に改正された。

2002年には、海運の安全及び船舶からの汚染の防止に関する指令の修正についての指令が出された。

当該指令によって、既存の多くの指令が改正された。たとえば、1994年の船舶の検査及び調査機構と当該海上行政活動のための共通のルールと基準についての指令、1995年の船舶の安全性、汚染防止、船内の生活、労働条件に関する国際基準の実施についての指令、1996年の船舶用機器に関する指令、1997年の24メートル以上の長さの漁業船舶の調和的な安全制度の制定に関する指令、1998年の客船の安全ルールと基準に関する指令、1998年の構成国の港へまたは構成国の港から運行する客船の船員の登録に関する指令、1999年のローローフェリー及び高速客船の安全な定期運航のための強制調査のシステムに関する指令、2000年の船舶から出た廃棄物及び船荷の残留物のための港の受入施設に関する指令、2001年の船乗りの訓練の最低水準に関する指令、2001年のばら積み貨物船の安全な積み込み及び積み下ろしのための調和的な

基準と手続の制定に関する指令であるとする。

同時期に出された2002年の共同体の船舶交通モニター及び情報システムの設立に関する指令と2002年の安全な海及び船舶からの汚染の防止についての委員会の設立に関する規則が関連するとする。

2001年の自船用燃料油の汚染損害に対する民事責任に関する国際条約の署名・批准・加盟の権限を構成国に与える2002年の決定が出された。当該決定は、船舶所有者の責任の範囲、強制保険、管轄権及び判決の執行、損害賠償請求権の期限などを定めているとする。

2002年に遠洋航海用の船舶からの大気中の放出を減らす欧州連合の戦略に関する欧州委員会の文書が出された。当該文書に関連するものは、2005年の特定の液体燃料の硫黄の削減に関する指令と2006年の共同体の港に停泊中の船舶による海岸沿いにある電力の使用の促進に関する勧告であるとする。

2002年に単一の船体の油タンカーに関する船体の二重の設計基準または同等の設計基準の段階的な採用の促進に関する規則が制定された。当該規則は、2003年、2004年、2007年に改正された。当該規則に関連するものとして、プレスティッジの事故に対応する海の安全性の改善に関する欧州委員会の文書が挙げられている。

2003年に船舶のオルガノスズの化合物の禁止に関する規則が制定された。当該規則は、海の環境と人間の健康を保持するためであるとする。

同じく2003年に、衛星に基づく船舶モニターシステムに関する詳細規定についての規則が制定された。当該規則は、2002年の共通漁業政策に基づく漁業資源の保存及び持続可能な利用についての規則が関連するとする。

2004年に船舶及び港湾施設の安全性に関する規則が制定された。当該規則は、2002年の海の安全性と船舶からの汚染防止に関する修正指令、2003年の客船の安全ルール及び基準に関する指令の付属書の修正指令、2008年の海の安全性の分野における欧州委員会の検査手続の改定に関する規則が関連するとする。

2005年に共同体内における内国水路の河川情報サービスの調和化に関する

指令が出された。当該指令は、船舶の運航の安全性に資するものであるとする。

同じく、2005年に港の安全性を高めるための指令が出された。当該指令に関するものとして、2003年の海上輸送の安全性を高めるための欧州委員会の文書、2004年の船舶及び港湾施設の安全性に関する規則、2008年の海の安全性の分野における欧州委員会の検査手続の改定に関する規則が挙げられている。

2005年に船舶に由来する汚染と違反に対する刑罰の導入に関する指令が出された。当該指令は、油その他の有害物質による汚染を防止することを目的としているとする。当該指令は2009年に改正された。

当該指令に関連するものは、2002年の欧州海運安全機構の設立に関する規則と2000年の船舶から出た廃棄物及び船荷の残留物のための港の受入施設に関する指令であるとする。

2006年に共同体における国際安全管理規則の実施に関する規則が制定された。当該規則に関連するものは、1994年の船舶の検査及び調査機構と当該海上行政活動のための共通のルールと基準についての指令、1995年の船舶の安全性、汚染防止、船内の生活、労働条件に関する国際基準の実施についての指令、1998年の客船の安全性のルールと基準に関する指令、2002年の安全な海及び船舶からの汚染の防止についての委員会の設立に関する規則であるとする。

2007年に船舶の艀装を解くより良い方法に関するグリーン・ペーパーが出された。当該文書は、労働者の生命及び健康だけでなく環境の保護を斟酌して作成されたものであるとする。

当該文書に関連するものとして、共同体のための危険な水の国境を越えた移動及び処分に関する条約の締結についての1993年の決定、2006年の廃棄物の船積みに関する規則、2007年の欧州連合のための統合的な海事政策に関する欧州委員会の文書、2008年の船舶の艀装を解くより良い方法のためのEU戦略に関する欧州委員会の文書があるとする。

2008年に危険物の国内輸送に関する指令が出された。当該指令は水上運送だけに適用されるのではなく、鉄道運送と道路運送にも適用されるものであるとする。当該指令の適用除外に関する決定や科学的技術的進歩に適合させる決定が2010年に出された。

同じく、2008年に海及び内国水路で旅行中の乗客の権利に関する規則案が提案された。当該規則案は、欧州委員会が主導した2006年の協議を経て作成されたものであるとする。それは、2004年の消費者保護法についての国内の実施責任機関の間の協力に関する規則の修正を伴っている。

2009年に船舶の検査と調査組織のための共通ルールと基準に関する規則が制定された。当該規則に伴い、同年に船舶の検査と調査組織及び海事行政活動のための共通ルールと基準に関する指令が出された。これらの措置は、海の安全性と環境保護を目的としているとする。

同じく、2009年に国籍国の条件の遵守に関する指令が出された。当該指令も海の安全性と船舶からの汚染防止を斟酌しているとする。

2009年に客船の安全ルールと基準に関する指令が出された。当該指令は、自国内の航海に対するもので船舶の国籍に関係なく適用されるとする。当該指令は、2010年に改正された。

2009年に通関港国のコントロールに関する指令が出された。当該指令は、水上運送の安全の確保を斟酌しているとする。

2009年に海上運送の乗客に対する運送業者の事故責任に関する規則が制定された。当該規則の上位規範として、1974年の乗客及び荷物の運送に関するアテネ条約と2006年の国際海事機構のガイドラインがあるとする。

航空運送、鉄道運送、道路運送と同様に、水上運送における乗客等は運送契約を締結し、運送の安全性に関心を持っているので、水上運送に関する規律について具体的に後述することにする。

4. 6. 2. 1. 11 電子通信・インターネット・データ保護・電子商取引・支払システム

一般的な政策論を除いて、電子通信・インターネット・データ保護・電子商取引・支払システムに関連するものについて言及することにする。⁽¹³⁷⁾

1987年に電子支払の欧州行動規範に関する勧告が出された。この電子支払は消費者と事業者及びカード発行者という当事者すべてにとって安全性と利便性の点から有益であるとする。

1992年には情報の安全の分野の決定が出された。当該決定は、行動計画と上級委員会の設立に関する包括的なものであるとする。当該決定に関連するものとして挙げられているのは、2000年の情報のインフラの安全の改善やコンピューター犯罪の撲滅による安全な情報社会の創造に関する欧州委員会の文書、2004年の欧州ネットワーク及び情報安全機関の設立に関する規則、2005年の情報システムに対する攻撃についての枠組決定である。

1995年に個人データの処理における個人の保護及び個人データの自由移動に関する指令が出された。当該指令の実施報告書が2003年に作成された。2007年にはデータ保護指令のより良い実施のための作業計画のフォローアップに関する欧州委員会の文書が出されたとする。

当該指令に関連するものは、2001年の第3国への個人データの移転のための標準契約条項に関する決定、2001年の共同体の機関による個人データの処理における個人の保護と個人データの自由移動に関する規則、2002年の電子通信分野における個人データの処理とプライバシーの保護に関する指令、2004年の第3国への個人データの移転のための標準契約条項の選択肢の導入に関する決定であるとする。

1997年に電子商取引分野における欧州イニシアティブに関する欧州委員会の文書が出された。同年に電子支払手段による取引及び発行者と保有者の間の関係に関する勧告が出された。当該勧告の趣旨は、カード利用者の保護に

(137) 欧州連合のホームページ

(http://europa.eu/legislation_summaries/information_society/index_en.htm)

(http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/protection_of_consumers/index_en.htm)

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/e-shopping_en.htm)

あるとする。

1999年に電子署名の共同体の枠組みに関する指令が出された。当該指令に関連するものは、電子署名の共同体の枠組みに関する指令第3条4項による機関の任命における最低基準に関する2000年の決定、電子署名の共同体の枠組みに関する指令による電子署名商品のための一般的に承認された基準に関する2003年の決定、電子署名の共同体の枠組みに関する指令の機能に関する2006年の報告書、2008年の単一市場における国境を越えた公共サービスの提供を容易にするe署名とe確認に関する行動計画についての欧州委員会の文書であるとする。

2000年に域内市場における情報社会のサービスである電子商取引の法的側面に関する指令が出された。当該指令は、前述した1997年の電子商取引分野における欧州イニシアティブに関する欧州委員会の文書に関連するものである。当該指令は、電子商取引の法的安定性を確保するために作られたものであるとする。

当該指令に関連するものとして、2003年の域内市場における情報社会のサービスである電子商取引の法的側面に関する指令の実施報告書と2003年の域内市場における情報社会のサービスである電子商取引の法的側面に関する指令の金融サービスへの適用に関する欧州委員会の文書が挙げられている。

その後、2004年に電子商取引に対する消費者の信頼に関する欧州委員会の文書や2005年に信頼マークとウェブシールの分析・定義・共通の特徴に関する文書が出された。2007年に域内市場における情報社会のサービスである電子商取引の法的側面に関する指令の経済的影響に関する研究や、インターネットの仲介業者の責任に関する研究が行なわれたとする。

2000年に情報インフラの安全性の改善とコンピューター関連の犯罪の撲滅による安全な情報社会の創造に関する欧州委員会の文書が出された。当該文書に関連する法的措置として、2001年のハイテク犯罪の撲滅のための24時間サービスを維持する連絡場所に関する勧告や2002年の情報システムに対する攻撃に関する枠組決定案があるとする。

2001年には電子商取引と金融サービスに関する欧州委員会の文書が出された。当該文書は、名称が示すように、電子商取引と金融サービスの相互関係を問うものである。当該文書に関連するものとして、前述した2003年の域内市場における情報社会のサービスである電子商取引の法的側面に関する指令の金融サービスへの適用に関する欧州委員会の文書が挙げられている。

2001年に共同体の機関による個人データの処理における個人の保護と個人データの自由移動に関する規則が制定された。当該規則に関連するものとして、2008年には共同体の機関による個人データの処理における個人の保護と個人データの自由移動に関する規則第24条8項に基づくデータ保護官についての実施ルールに関する決定が出されたとする。

2002年に電子通信ネットワーク及び関連設備へのアクセスと相互関係についての指令が出された。当該指令は2009年に改正された。当該指令に関連するものとして、2002年の電子通信ネットワーク及びサービスのための規制枠組みの下での市場分析と重大な市場の力の評価に関するガイドラインがあるとする。

2002年に電子通信ネットワーク及びサービスのための共通の規制枠組みに関する指令が出された。当該指令は、2007年と2009年に改正された。

当該指令に関連するものとして、電子通信ネットワーク及びサービスのための共通の規制枠組みに関する指令に基づいて事前規制の余地がある電子通信分野における商品及びサービス市場に関する2007年の勧告、電子通信ネットワーク及びサービスのためのEUの規制枠組みの再検討の結果報告書である2007年の欧州委員会の文書、2007年の単一欧州電子通信市場に関する進捗状況報告書である2008年の欧州委員会の文書、2008年の単一欧州電子通信市場に関する進捗状況報告書である2009年の欧州委員会の文書、2009年の電子通信のための欧州規制機関及び事務所を設立する規則、2002年の電子通信ネットワーク及びサービスに関するユニバーサルサービス及び利用者の権利についての指令・2002年の電子通信分野における個人データの処理及びプライバシーの保護に関する指令・2004年の消費者保護法の実施に責任を負う国

内機関の間の協力に関する規則を修正する2009年の指令、2009年の単一欧州電子通信市場に関する進捗状況報告書である2010年の欧州委員会の文書が挙げられている。

同じく2002年に電子通信ネットワーク及びサービスに関するユニバーサルサービス及び利用者の権利についての指令が出された。前述したように、当該指令は2009年に改正された。この改正前に2008年に電子通信ネットワーク及びサービスに関するユニバーサルサービスの範囲の第2期の再検討に関する欧州委員会の文書が出されていた。

また、ラジオ及びテレビ放送サービスと電子的に供給されるサービスに適用される付加価値税の協定に関する指令の2002年の修正指令が出された。当該指令は2006年に改正された。

当該指令に関連するものとして、2003年の付加価値税の分野における行政協力に関する規則、ラジオ及びテレビ放送サービスと電子的に供給されるサービスに適用される付加価値税の協定に関する指令の2002年の修正指令についての2006年の欧州委員会報告書、ラジオ及びテレビ放送サービスと電子的に供給されるサービスに適用される付加価値税の協定の適用期間についての付加価値税の共通システムに関する2006年の指令があるとする。

同じく2002年に、電子通信分野における個人データの処理とプライバシーの保護に関する指令が出された。当該指令は、電子通信分野を規律する5個の指令からなる「通信パッケージ」と言われるものの1つであるとする。当該指令は、2006年と2009年に改正された。

当該指令に関連するものとして、1995年の個人データの処理についての個人の保護及び個人データの自由移動に関する指令、2001年の共同体機関による個人データの処理についての個人の保護及び個人データの自由移動に関する規則があるとする。

2004年には、不招請の取引上の通信またはスパムに関する欧州委員会の文書が出された。当該文書は、悪質なメールに対応するために作成されたものであるとする。

当該文書に関連するものとして、1999年のグローバルネットワークにおける不法で有害なコンテンツを撲滅することによってインターネットの安全な利用を促進する複数年度の共同体の行動計画に関する決定と、前述した2002年の電子通信分野における個人データの処理とプライバシーの保護に関する指令が指摘されている。

同じく2004年に、欧州ネットワーク情報安全機構の設立に関する規則が制定された。この機構は、ネットワークと情報の安全における問題に対処するために設立されたものであるとする。当該規則は2008年に改正された。

当該規則に関連するものは、2006年の安全な情報社会のための戦略に関する欧州委員会の文書と2007年の欧州ネットワーク情報安全機構の評価に関する欧州委員会の文書があるとする。

2005年に情報システムに対する攻撃に関する枠組決定が出された。当該決定は、剽窃、ウィールス、サービスの遮断のような犯罪に対処するための方法を定めているとする。

当該指令に関連するものとして、2005年の情報システムに対する攻撃に関する枠組指令についての欧州委員会の報告書が挙げられている。

2006年には、前述した安全な情報社会のための戦略に関する欧州委員会の文書が出された。当該文書は、ネットワーク及び情報の安全、電子通信の規制、サイバー犯罪に対処するために作成されたものであるとする。

当該文書に関連するものとして、2001年の情報インフラの安全の改善とコンピューター関連の犯罪の撲滅による安全な情報社会の創造に関する欧州委員会の文書、2001年のネットワーク及び情報の安全に関する欧州委員会の文書、2002年の電子通信分野における個人データの処理とプライバシーの保護に関する指令、2004年の欧州ネットワーク情報安全機構の設立に関する規則、2005年の情報システムに対する攻撃に関する枠組決定、i2010-成長と雇用のための欧州情報社会に関する2005年の欧州委員会の文書が挙げられている。

同じく2006年に、スパム、スパイウェア、悪意にあるソフトウェアの

撲滅に関する欧州委員会の文書が出された。当該文書は、これらに対処するための方策を検討しているとする。

このような悪質な行為に対して2004年から類似の措置が実施されていることが指摘されている。この具体例はすでに論じたが、たとえば、2002年の電子通信分野における個人データの処理とプライバシーの保護に関する指令の制定後に出された2004年の不招請の取引上の通信またはスパムに関する欧州委員会の文書、2005年のインターネットの安全な利用と新しいオンライン技術の促進に関する複数年度の共同体の計画の設定に関する決定、2005年のインターネット市場における不公平な事業者と消費者の間の取引慣行に関する指令などがあるとする。これらは相互に関連して捉えておく必要があるであろう。

2007年には、プライバシーの保護を強化する技術によるデータ保護の促進に関する欧州委員会の文書が採り上げられている。

2008年に、ビデオゲームの利用に関する未成年者に重点を置いた消費者の保護に関する欧州委員会の文書も出された。

同じく2008年に、インターネットその他の通信技術を利用する子どもの保護についての複数年度の共同体の計画の設定に関する決定が出された。当該決定は、安全なインターネットの行動計画に基づく措置の一環として理解されている。

2009年には、重要な情報インフラの保護に関する欧州委員会の文書が出された。当該文書は、サイバー攻撃や破壊に対処するために作成されたものであるとする。

消費者がインターネットを利用して取引をする場合を中心にして後述する。この場合を巡って問題となる電子通信・インターネット・データ保護と支払システムに言及することにする。

4. 6. 2. 1. 12 金融サービス

4. 6. 2. 1. 12. 1 支払サービス

金融サービスの全体について概観する。⁽¹³⁸⁾まず第一に、金融サービスの中の支払サービスについて概観しておくことにする。

支払サービスの分野における指令等は、1997年まで遡る。たとえば、後で廃止された1997年の国境を越えた債権の移転に関する指令や、1997年の電子支払手段による取引及び発行者と保有者の間の関係についての勧告が挙げられている。

1998年には、支払及び証券の処分システムにおける最終決定に関する指令が出された。この指令に対して、2008年に夜間の処分などへの拡大適用などを斟酌して改正案が出された。

2000年に信用会社の営業の開始及び続行に関する指令や、電子マネー会社の営業の開始・続行・監督に関する指令が出された。後者は2009年に改正された。この趣旨は、電子マネーサービスの改善、市場アクセスの拡大、競争の活発化にあるとする。

2001年には、後で廃止された国境を越えたユーロの支払に関する規則が制定された。同年に現金でない支払手段の詐欺と偽造の撲滅に関する枠組決定が出された。これに関連して、2004年には、現金でない支払手段による詐欺の防止に関する2004年乃至2007年の行動計画についての欧州委員会の文書が出ており、2008年にその実施報告書が出されたとする。

2003年に口座引き落としに関する法的枠組の調和化についての研究が行なわれた。その法案の骨子は出来ているがまだ具体化されていない。

2006年に資金の移転に伴う支払者の情報に関する規則が制定された。2007年には域内市場における支払サービスに関する指令が出された。当該指令は支払サービスの法的枠組に関するものであって、情報提供やサービス提供者及び利用者の権利義務などを定めているとする。当該指令は単一ユーロ支払

(138) 欧州連合のホームページ

(http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/protection_of_consumers/index_en.htm)

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/fin_serv_en.htm)

(http://ec.europa.eu/internal_market/top_layer/index_24_en.htm)

領域の法的枠組も基礎付けているとする。当該指令は2009年に改正された。2008年には、単一ユーロ支払領域が消費者に与える影響に関する欧州委員会の文書が出された。

2009年には、支払システム市場専門家グループの設立に関する決定や、共同体における国境を越えた支払に関する規則が制定された。当該規則は主として銀行手数料の統一基準を定めているとする。当該規則に関連するものとして、単一ユーロ支払領域の完成に関する2009年の欧州委員会の文書などがあるとする。

2010年に電子仕入れ書に関する欧州多数利害関係者フォーラムの設立についての決定や、ヨーロッパのための電子仕入れ書の利益の獲得に関する欧州委員会の文書が出された。

電子仕入れ書に関連する指令として、1999年の電子署名のための共同体の枠組に関する指令、2001年の付加価値税についての仕入れ書の条件に関する指令、2010年の仕入れ書のルールについての付加価値税の共通システムに関する指令が挙げられている。

4. 6. 2. 1. 12. 2 保険契約

次に、金融サービスの中の保険契約について概観しておくことにする。保険契約は種類が多く、大きく分類すると生命保険と非生命保険がある。

生命保険の場合は、1970年代から指令が出されてきた。多くの改正を経て、現行の生命保険に関する中心となる指令は、2002年の生命保険に関する指令である。また、同年に第3国との情報交換に関する指令が出されたとする。2006年と2009年には、非生命保険も含めてインフレーションとの適合性に関する通知が出された。

非生命保険の場合も、1970年代から指令が出されてきた。たとえば、自動車保険について、1972年に自動車の利用に関連する民事責任に対する保険についての指令が出された。当該指令は同年に改正された。1973年と1974年に自動車の利用に関連する民事責任に対する保険及び当該責任に対する保険義

務の執行に関する勧告が出された。1974年に出された決定も同様のものである。これらに関連して、1981年に自動車の利用に関連する民事責任に対する保険に基づく請求の迅速な解決に関する勧告が出された。

1984年に自動車の利用に関連する民事責任に対する保険に関する第2指令が出された。1990年には、自動車の利用に関連する民事責任に対する保険に関する第3指令が出された。自動車の利用に関連する民事責任に対する保険及び当該責任に対する保険義務の執行に関する決定が1991年、1993年、1997年、1999年に出された。

2000年に自動車の利用に関連する民事責任に対する保険に関する第4指令が出された。2001年には、自動車の利用に関連する民事責任に対する保険及びキプロスとの関連で当該責任に対する保険義務の執行についての決定が出された。2003年に2000年の自動車の利用に関連する民事責任に対する保険に関する第4指令第6条の適用に関する決定が出され、2003年、2004年、2005年に1972年の自動車の利用に関連する民事責任に対する保険についての指令の適用に関する決定が出された。

2005年に自動車の利用に関連する民事責任に対する保険に関する第5指令が出された。最終的に2009年に自動車の利用に関連する民事責任に対する保険及び当該責任に対する保険義務の執行に関する指令が出された。同年にインフレーションとの適合性に関する通知が出されたのである。

その他の非生命保険として、1973年に生命保険以外の直接保険の営業の開始と続行に関する第1指令が出された。同年には生命保険以外の直接保険の営業の設立の自由の制限の廃止に関する指令が出された。

1976年にも生命保険以外の直接保険の営業の開始と続行に関する指令が出された。当該指令は、1973年の生命保険以外の直接保険の営業の開始と続行に関する第1指令を改正するものであるとする。

1978年に共同体の共同保険に関する指令が出された。1984年には、1973年の生命保険以外の直接保険の営業の開始と続行に関する第1指令を改正する指令が出された。特に旅行保険に関する部分である。

1987年に、1973年の生命保険以外の直接保険の営業の開始と続行に関する第1指令を改正する指令が出された。特にクレジット保険及び保証契約保険に関する部分である。同年に法律費用の保険に関する指令が出された。

1988年には、1973年の生命保険以外の直接保険の営業の開始と続行に関する第1指令を改正する第2指令で、サービスの提供の自由に関するものが出された。

1990年に、1973年及び1988年の生命保険以外の直接保険に関する指令を改正する指令が出された。特に自動車責任保険に関する部分である。

1992年に、1973年及び1988年の生命保険以外の直接保険に関する指令を改正する第3指令が出された。

1995年には、信用会社、非生命保険、生命保険、投資会社、譲渡証券の集団投資のための事業に関する多くの指令を改正する指令が出された。当該指令は監督を強化するために出されたものである。

2000年に、1973年及び1988年の生命保険以外の直接保険に関する指令を改正する第4指令で、自動車保険の利用に関する民事責任に対する保険についてのものが出された。同年に第3国との情報交換に関する指令を改正する指令が出された。

2002年には、非生命保険事業のための支払能力のマージンの条件に関する指令を改正する指令が出された。2006年と2009年には、インフレーションとの適合性に関する通知が出されたのである。

その他に保険に関係する措置が多いが、保険の仲介業について言及しておく。1976年に保険代理人と保険仲介業者の活動における設立の自由及びサービスの提供の自由の効果的な行使を容易にする措置に関する指令が出された。1991年に保険の仲介業者に関する勧告が出された。2002年には保険の仲介に関する指令が出された。その後も保険の仲介業の改革のための討議が行なわれている。

説明文書または研究書として、2000年に保険分野におけるサービス及び一般商品の提供の自由に関する欧州委員会の文書が出された。保険による保証

制度について、2010年に保険による保証制度に関するホワイト・ペーパーが出された。すでに2007年には欧州連合における保険のよる保証制度に関する研究が行なわれていた。自動車保険に関連して、2005年と2006年に自動車保険の問題に関する欧州委員会の報告書が出されていた。2009年には欧州連合における国境を越えた道路交通事故の被害者の補償に関する詳細な研究があった。同じく2009年に小売保険市場の研究に関する最終報告書が出されていた。

4. 6. 2. 1. 12. 3 小売金融サービス

金融サービスの中の小売金融サービスについて概観しておくことにする。小売金融サービスの全体にかかわる動向として、2007年に単一市場における小売金融サービスに関するグリーン・ペーパーが出された。当該文書に対する多くの人々の回答を基にして小売金融サービスについての公聴会が開催され、公聴会の報告書も出された。同時期に小売金融サービスの領域のイニシアティブについての欧州委員会の文書が出された。

小売金融サービスの中で信用が大きな役割を占めている。消費者信用については前述したので繰り返すことはしない。その他に問題となっているのが、信用の履歴である。2008年に信用の履歴に関する専門グループの設立についての決定が出された。2009年には、当該専門グループの報告書が出され、協議会も開催された。

保険の仲介業について前述したが、信用の仲介業者に関する研究も行なわれて、2009年に当該研究についての最終報告書が出された。

譲渡抵当付き信用について、多様な角度から検討がなされてきた。網羅的に関連文書を挙げておくことにする。たとえば、2005年の欧州連合における譲渡抵当付き信用に関するグリーン・ペーパー、2005年の欧州連合の譲渡抵当市場の統合の費用と便益に関する研究書、2007年の欧州連合の譲渡抵当付き信用市場の統合に関するホワイト・ペーパーが出されていた。さらに、2008年に欧州連合の譲渡抵当市場における非信用会社の役割と規制に関する

研究書が出された。また同年に、譲渡抵当付き信用のための様々な政策の選択肢の費用と便益に関する研究が開始された。2009年に住宅ローンに関する欧州標準情報シートのための可能な新しいフォーマット及び内容の消費者テストについての研究書が出された。同年に欧州連合における不動産の譲渡等の制度に関する研究書も出された。2010年に利子率の制限に関する研究が開始されたとする。

消費者のための住宅ローン契約における事前の情報提供に関する行動準則について、2001年に住宅ローンを提供する貸主が消費者に提供する契約前の情報に関する勧告が出された。同年に住宅ローン契約の事前の情報提供に関する行動準則についての合意事項が決定された。当該行動準則の進捗状況報告書が2003年、2005年、2009年に出された。同時期の2003年に当該行動準則の理解と効果に関する研究が行なわれた。当該研究に対する反応が意見として各団体から2003年以降に出された。その他に、2005年に譲渡抵当付き信用に関する政府の専門家グループが出来た。

責任のある貸し借りについて、2009年に欧州連合における責任のある貸し借りに関する公開協議についての文書が出され、公聴会が開催された。当該文書に対する回答も出された。このテーマについて現在検討中である。

銀行口座の変更についても、2007年に欧州委員会の提案がなされ、2008年に銀行業界がルールを採択した。2009年からその変更が容易になったとする。これに伴って、新銀行と旧銀行との間の関係の構築が問われたとする。

商品のパッケージについて、小売金融サービスの分野における商品の結合その他の潜在的に不公正な取引慣行に関する研究が2008年から開始され、2009年から当該テーマに関する協議文書、最終報告書、公開協議の回答書などが出された。

金融の統合について、2009年に金融の統合に関する協議文書が出された。当該文書の副題は、基本的な銀行口座へのアクセスの確保であった。同年に当該回答書が出され、2010年に基本的な支払口座へのアクセスに関する協議文書が出された。これを受けて、基本的な銀行口座へのアクセスの確保の分

野における政策行為の費用と便益についての研究書が出された。

パッケージされた小売投資商品について、2007年に代替的小売投資商品に関する透明性及び販売の統一的な条件を問うた文書が出された。2008年にはルールの特異性から生ずるリスクの確認のための文書も出され、この結果の検証のためのワークショップが開催された。同年に小売投資商品の公聴会が開催され、その市場の進展や投資者が受ける情報及びサービスの質が問われていた。2009年にパッケージされた小売投資商品に関する欧州委員会の文書が出され、商品の開示と販売プロセスが議論的になっていた。同年にパッケージされた小売投資商品に関するワークショップが開催されたが、技術的なワークショップと名付けられていた。また、欧州委員会の継続中の作業のアップデートが行なわれたとする。2010年に保険投資商品その他のパッケージされた小売投資商品の販売ルールの変更に関する費用便益について研究書が出された。同年にパッケージされた小売投資商品のための立法手段についての協議文書が出され、2011年の1月末日までに回答書が出された。

オンラインの金融サービスと電子商取引について、2000年に域内市場における情報社会のサービス、特に電子商取引の法的側面に関する指令が採択されたので、当該指令との関係でオンラインの金融サービスが議論されてきた。2001年に電子商取引と金融サービスに関する欧州委員会の文書が出された。2003年には当該電子商取引指令の第3条第4項乃至第6条の金融サービスへの適用に関する欧州委員会の文書が出されていた。

金融サービスの中の取引分野を中心に後述する。前述した支払サービス、保険契約、小売金融サービス、オンライン金融サービスについて具体的な内容を論ずることとする。

4. 6. 2. 1. 13 価格の指示

1998年に消費者に提供される商品の価格の指示における消費者保護に関する指令が採択された。当該指令の動向について概観しておくこととする。⁽¹³⁹⁾

消費者への情報提供と価格の比較のために商品の価格の指示を義務付けて

いる当該指令の評価書が2004年に出された。

その後2006年には、消費者に提供される商品の価格の指示における消費者保護に関する指令の実施についての欧州委員会の文書が出された。当該文書に対する回答書が同年に出されている。

消費者に提供される商品の価格の指示に関する議論の内容を後述する。

4. 6. 2. 1. 14 公共利益サービス

4. 6. 2. 1. 14. 1 公共利益サービス総論

公共利益サービスの全体に通じる部分を概観する。その後で、個別的な分野に言及することにする。⁽¹⁴⁰⁾

公共利益サービスについてある程度纏まった文書が出されたのは、1996年に遡る。これは、ヨーロッパにおける公共利益サービスに関する欧州委員会の文書である。2000年に同名のヨーロッパにおける公共利益サービスに関する欧州委員会の文書が出された。

さらに公共利益サービスに関する検討が進み、最初の横断的な評価と位置づける2001年の公共利益サービスを提供するネットワーク産業の市場の実績と題する文書が欧州委員会から出された。同年に公共利益サービスに関するラーケン欧州理事会に対する報告書が出された。

2002年には、前年にも横断的な評価に関連する文書が出ていたが、公共の経済利益の横断的な評価のための方法論に関する欧州委員会の文書が出され

(139) 欧州連合のホームページ

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/gen_rights_en.htm#indication)

(140) 欧州連合のホームページ

(http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/general_framework_and_priorities/index_en.htm)

(http://ec.europa.eu/consumers/rights/sgi_en.htm)

(http://ec.europa.eu/avpolicy/index_en.htm)

(http://europa.eu/legislation_summaries/energy/internal_energy_market/index_en.htm)

(http://ec.europa.eu/internal_market/post/index_en.htm)

(http://ec.europa.eu/health/index_en.htm)

た。この横断的な評価についての分析が進むことになった。また、国家の援助と公共の経済利益サービスのためのガイドラインに関する欧州委員会の報告書が出されたのである。

2003年に公共利益サービスに関する消費者の満足についての調査が行われた。同年に公共利益サービスに関する欧州委員会のグリーン・ペーパーが出されるに至った。このグリーン・ペーパーは、公共利益サービスの促進及び目的の確立と公共利益サービスの組織化と財政支援を対象とするものであるとする。公共利益サービスのグリーン・ペーパーに関する公開協議についての2003年の報告書が出された。また同年に、公共利益サービスのグリーン・ペーパーに関する欧州議会の決議が出されていた。このグリーン・ペーパーに対しては、2004年に地域委員会や欧州経済社会委員会が意見を出している。

2004年に公共利益サービスに関するホワイト・ペーパーが出された。このホワイト・ペーパーは、公共利益サービスの質の高さの確保と値段が手に届く範囲内の公共利益サービスを検討したものであるとする。同じく同年に、公共経済利益サービスを提供するネットワーク産業の実績の横断的評価についての欧州委員会の文書が出された。そのホワイト・ペーパーに対する意見が2005年に地域委員会や欧州経済社会委員会によって出された。

2005年に公共経済利益サービスの機能を持つ事業に付与される公共サービスの補償の形を採った国家の援助についての EC 条約第86条第2項の適用に関する決定が出された。同年に公共経済利益サービスを提供するネットワーク産業の実績の横断的評価についての欧州委員会の文書が出された。

2006年に共同体のリスボン計画の実施で、欧州連合の公共利益の社会サービスに関する欧州委員会の文書が出された。

2007年に、公共経済利益サービスを提供するネットワーク産業の実績の横断的評価についての2006年の欧州委員会の文書が出された。同年に最終報告書として、公共経済利益サービスを提供するネットワーク産業の実績を評価するために使用される方法論の評価書が出された。

この分野の纏まった体系的なものは、2007年の21世紀のヨーロッパのため

の単一市場と名付けられ、公共利益の社会サービスを含んだ公共利益サービスに関する文書を伴った欧州委員会の文書である。

4. 6. 2. 1. 14. 2 視聴覚及びメディア

個別的に視聴覚及びメディア，エネルギー，遠距離通信，郵便，健康及び医療の分野について若干言及しておくことにする。

視聴覚及びメディアの領域について，多くの法的措置がなされてきた。1984年に放送における共同市場の確立に関するグリーン・ペーパーが出され，1989年に国境のないテレビに関する指令が出された。当該指令の2回の改正を経て，2010年に視聴覚メディアサービスの提供に関する指令が出されるに至った。2010年の視聴覚メディアサービスの提供に関する指令がこの分野の中心的な法制度となる。

2010年の視聴覚メディアサービスの提供に関する指令における技術の発展等の7個の目的の1つとして，子どもと消費者の保護があるとする。また，当該指令の一般原則として技術の中立性と段階的な規制があるが，段階的な規制のためにテレビ放送とそれ以外のサービスを分けていることに特徴があるとする。

いずれにせよ視聴覚メディアサービスにおける遵守しなければならない基本原則があるとする。6個の基本原則が挙げられているが，人種・宗教等に対する嫌悪感を与えないこと，視覚・聴覚障害者のための容易なアクセスの確保，コマーシャルの質的条件の確保が比較的重要である。

コマーシャルの質的条件の確保のためのルールが7個あるとする。この中で興味深いのは人間の尊厳，差別の禁止，健康・安全・環境への配慮，煙草または医師の処方箋を必要とする薬剤及び医療に関する宣伝の禁止である。

未成年者の保護のためのルールも定められていた。この指導原理は，身体的・精神的な無害性，未経験・軽信性を悪用しないこと，未成年者からの親または他人に対する購入圧力の抑制，アルコールの宣伝の抑制である。これらのことは，2010年の視聴覚メディアサービスの提供に関する指令第9条第

1 項や第12条等の法文の趣旨から導き出されている。その他に、段階的な規制に適合させた保護措置がなされている。オンデマンド・サービスについて2010年の視聴覚メディアサービスの提供に関する指令第12条で、テレビ放送については2010年の視聴覚メディアサービスの提供に関する指令第27条で規律されている。

これらの未成年者の保護は、1998年の未成年者の比較可能で効果的なレベルの保護と人間の尊厳を確保するための構成国の枠組の促進による欧州視聴覚情報サービス産業の競争の発展に関する勧告、2002年の年齢層に対応したビデオゲームとコンピューターゲームのラベルによる消費者特に若者の保護に関する決議、2006年の未成年者の保護及び人間の尊厳に関し、欧州視聴覚オンライン情報サービス産業の競争に対応する権利に関する勧告、2008年のビデオゲームの利用に関する消費者特に未成年者の保護に関する欧州委員会の文書、2009年乃至2013年の安全なインターネットの行動計画によって強化されてきたとする。

デジタルコンテンツについて、2006年の公開協議を経て、2008年に単一市場における創造的なオンラインコンテンツに関する欧州委員会の文書が出され、同年にオンラインの文化的・創造的内容の法律上の提供の発展とデジタル環境における著作権侵害からの保護及びその撲滅に関する欧州理事会の結論が出された。2009年にはオンラインコンテンツの綱領に関する最終報告書が出された。同年に欧州デジタル単一市場における創造的内容—将来のための挑戦と題した文書が出された。この中で権利者、消費者、商取引上の利用者に即して議論がなされていた。その他に、メディアのリテラシーを採り上げることができる。

4. 6. 2. 1. 14. 3 エネルギー

エネルギーの領域における取引に関連する分野に限っていえば、1990年の産業の最終利用者に課せられるガス・電気の料金の透明性を改善する共同体の手續に関する指令が出された。ここでは、ガス・電気の料金と販売条件、

消費者のグループ化等に関する情報提供による透明化が考慮されているとする。2007年には、産業の最終利用者に課せられるガス・電気の料金の徴収のために用いられる方法についての指令を修正する決定が出された。同年に、1990年の産業の最終利用者に課せられるガス・電気の料金の透明性を改善する共同体の手續に関する指令の改正案が出された。2008年に当該指令が採択された。

1992年に、水、エネルギー、運送、遠距離通信の分野における経営主体の調達手續についての共同体のルール適用に関する指令が出された。当該指令は、時間的に後で出された2004年の水、エネルギー、運送、郵便サービスの分野における経営主体の調達手續の調整に関する指令の適用と関連付けられている。1992年の当該指令は、相手方が裁定する契約に手續違反がある場合における救済手段を定めているとする。当該指令は、2006年と2007年に改正された。

当該指令に関連するものとして、1990年の水、エネルギー、運送、遠距離通信の分野における経営主体の調達手續に関する指令や2003年の不正行為に対する包括的な EU 政策に関する欧州委員会の文書が指摘されている。

2003年に電気における域内市場のための共通のルールに関する指令が出された。当該指令は、公正な競争、円滑な単一市場、消費者保護などを実現するための定められたものであるとする。

当該指令に関連するものとして、2003年の国境を越えた電気の交換ネットワークへのアクセス条件に関する規則、天然ガスの域内市場のための共通ルールに関する指令、電気及びガスの欧州規制グループの設立に関する決定があるとする。2004年にガス及び電気域内市場の実現に関する年次報告書が欧州委員会から出された。また2009年には、域内のガス及び電気市場の創造の進捗状況報告書も欧州委員会から出された。

2003年には、前述した天然ガスの域内市場のための共通ルールに関する指令が出された。当該指令は、市場の開放による競争の確保とともに消費者保護に配慮しているとする。2007年には、当該指令の改正案が出された。

当該指令に関連するものとして、2003年の電気及びガスの欧州規制グループの設立に関する決定や2005年の天然ガスの運送ネットワークのアクセスの条件に関する規則があるとする。2007年には、欧州ガス及び電気分野の調査や域内ガス及び電気市場の見込みと題する欧州委員会の2個の文書が出されたとする。2009年に前述した域内のガス及び電気市場の創造の進捗状況報告書が欧州委員会から出された。

2004年に、前述した2004年の水、エネルギー、運送、郵便サービスの分野における経営主体の調達手続の調整に関する指令が出された。当該指令は、2005年、2007年、2009年に改正された。付属書も何度も修正されている。

2005年に天然ガスの運送ネットワークのアクセスの条件に関する規則が制定された。当該規則において、消費者による供給者を選択する自由、利用者に対する公平なサービスの提供、利用者に提供されるサービスや料金等の情報などが定められているとする。2007年に、当該規則の改正案が出された。2009年に当該規則が定められた。

当該規則に関連するものとして、2003年の天然ガスの域内市場のための共通ルールに関する指令と、電気及びガスの欧州規制グループの設立に関する決定がある。

2009年に、電気の域内市場のための共通ルールに関する指令や天然ガスの域内市場のための共通ルールに関する指令が出されたのである。

4. 6. 2. 1. 14. 4 郵便サービス

郵便サービスの分野は、1992年の郵便サービスのための単一市場の発展に関するグリーン・ペーパーに遡る。1994年には、共同体の郵便サービスの発展に関する決議が出された。これらに基づいて、最初の指令が出されたのは、1997年であった。その名は、共同体の郵便サービスに関する域内市場の発展とサービスの質の改善のための共通のルールに関する指令である。2002年には、共同体の郵便サービスの競争の機会の拡充のために1997年の指令を改正する指令が出された。同年に郵便指令の適用に関する欧州委員会の報告書が

出された。2005年と2006年にも同様の報告書が出された。当該報告書は2002年の当該指令の改正を斟酌している。この第3回目の報告書などを踏まえて、2008年に、共同体の郵便サービスの域内市場の十分な達成のために1997年の指令が再度改正された。同年に郵便指令の適用に関する欧州委員会の報告書が出された。2010年に、郵便サービスの欧州規制グループを設立する決定が出された。

当該指令は郵便サービスの合理的な価格、品質基準の確保、簡単に低コストの救済手段等を定めることによって、消費者の利益に配慮しているとする。

4. 6. 2. 1. 14. 5 健康及び医療

煙草について、たとえば、煙草に関する指令を採り上げることができる。2001年に煙草商品の製造・説明・売買に関する指令が出された。当該指令によって絵で表した健康の警告や誤解を与える説明などに関して規制が行われている。

ただし、この誤解を与える説明などは直接的には、2003年の煙草商品の広告及びスポンサーに関する指令によって規律されている。この煙草の広告及びスポンサーに対する規律は、1989年のテレビ放送活動の遂行に関する指令や、1989年のテレビ放送活動の遂行に関する指令を改正する2007年の視聴覚メディアサービス指令によっても行なわれてきた。2003年の当該指令を対象として、2008年の煙草広告指令の実施報告書が出された。

2003年に喫煙の予防及び煙草のコントロールを改善するイニシアティブに関する勧告が出された。当該勧告によって煙草のブランドネームの利用方法や販売促進のための品目及びサンプルの利用方法などが規律されている。当該勧告に関連して、2004年の煙草のコントロールに関する WHO 枠組条約の締結に関する決定が下された。当該条約の下で行なわれている当事者会議は、健康の保護、包装・ラベル、広告・販売促進・スポンサーに関するガイドラインを定めたとする。このガイドラインは、EU の煙草に関する法制に影響を与えることになるであろう。

2009年に、喫煙の自由環境に関する勧告が出された。当該勧告は、煙草の煙に晒されることによって健康を害する子どもその他の成人の保護などを目的としている。

医療分野において、他の構成国の医療機関へのアクセスが増大し、医療機関の協力関係の範囲や構成国の医療政策の調整の問題が生じているとする。さらに、医療の質の程度と情報提供の内容が問われているとする。ここから医療政策と法について EU レベルの行動が出てきているとする。

最初に採り上げておかねばならないのは、2008年の国境を越えた医療における患者の権利の適用に関する指令案である。当該指令案に対して影響評価がなされたとする。2010年には、欧州理事会は患者の権利の新たなルールに関する態度決定を行なったとする。2011年に欧州議会でも当該指令案が採択された。

感染症や医療過誤などに対処するために、2008年に医療に関連した感染症の予防及び制御を含む患者の安全性に関する欧州委員会の文書が出された。当該文書に基づいて、2009年に医療に関連した感染症の予防及び制御を含む患者の安全性に関する勧告が出された。

抗菌抵抗力について、2001年に抗菌抵抗力に対する共同体の戦略に関する欧州委員会の文書が出された。当該文書に基づいて、同年に人間の薬品における抗菌剤の慎重な使用に関する勧告が出された。

健康管理技術評価に関する2010年乃至2012年の共同行動が行なわれているとする。医療へのアクセス及び医療の質の向上に役立ち、医者と患者の情報に資する情報通信技術を利用した「eHealth」というプロジェクトも行なわれているとする。この点に関する欧州委員会の勧告及び文書が出され、2009年の eHealth による安全で効率的な医療に関する欧州理事会の結論も出されているとする。

人間が利用する薬品の規制について、2001年の人間が利用するための医薬品に関する共同体の行動規範についての指令と、2004年の人間及び動物が利用するための医薬品の承認及び監督のための共同体の手続と欧州医薬品機構

の設立に関する規則が中心規定である。

これらの諸規定に基づいて、個別的な規制が設けられてきた。たとえば、子どものための医薬品、孤児薬、高度な治療のための医薬品、臨床試験などの分野があるとする。

子どものための医薬品に関する規制について、2006年の子どもが利用する医薬品に関する規則がある。当該規則に基づいて、2008年に小児科の調査計画の合意または修正のための申請等に関する形式及び内容についてのガイドラインが作成された。また、同年に子どもに対してなされる医薬品の臨床試験のための倫理的考慮に関する勧告が出された。2010年には、2006年の子どもが利用する医薬品に関する規則における医薬品会社の報酬と動機に関する報告書が出された。

臨床試験に関する規制は、2001年の人間が利用する医薬品の臨床試験における適切な臨床行為の実施に関する指令によって規律されている。さらに、2005年の人間が利用する調査のための医薬品についての適切な臨床行為のための原則及び詳細なガイドラインと当該医薬品の製造または輸入の承認の条件に関する指令が出された。臨床試験がEU域外で行なわれる特殊な場合については、前述した2001年の人間が利用するための医薬品に関する共同体の行動規範についての指令によって規律されているとする。その他に、臨床試験や臨床試験を受ける者への情報提供に関するガイドラインが定められているとする。

医薬品の品質の確保について、前述した2001年の人間が利用するための医薬品に関する共同体の行動規範についての指令で規律されているとする。これに関連して、偽の医薬品の防止について、同じく2001年の人間が利用するための医薬品に関する共同体の行動規範についての指令が適用されていたが、2008年に同一性・履歴・源について偽りのある医薬品の法律上の供給連鎖に参与することを防止することに関する指令案が出された。2011年に当該指令が採択された。このことは、医薬品の適切な製造行為に関連する。この点も、2001年の人間が利用するための医薬品に関する共同体の行動規範についての

指令によって規律されてきたが、2003年に人間が利用する医薬品及び調査のための医薬品についての適切な製造行為の原則及びガイドラインに関する指令によって補充されているとする。

医薬品の安全性については、さらに医薬品警戒システムが機能するとする。この場合は、前述した2001年の人間が利用するための医薬品に関する共同体の行動規範についての指令と、2004年の人間及び動物が利用する医薬品の承認及び監督のための共同体の手続と欧州医薬品機構の設立に関する規則があるとする。これらは、1995年の人間及び動物が利用する医薬品に対する重大でない疑わしい予期しない反作用の通報に関する規則によって補足されているとする。さらに新たに、2004年の人間及び動物が利用する医薬品の承認及び監督のための共同体の手続と欧州医薬品機構の設立に関する規則及び2007年の高度な治療のための医薬品に関する規則を改正する人間が利用する医薬品の警戒に関する2010年の規則と、2001年の人間が利用するための医薬品に関する共同体の行動規範についての指令を改正する医薬品の警戒に関する2010年の指令が採択されているとする。

患者に対する情報提供は、患者が受ける医療における自己決定にとって重要なものであるとする。この点について、前述した2001年の人間が利用するための医薬品に関する共同体の行動規範についての指令等は不十分であると評価されている。その結果、その指令等の再検討が行なわれ、2008年に新たな規則案及び指令案という形で結実した。

2008年に、欧州委員会から安全で革新的なアクセス可能な医薬品と題する文書が出された。これと並んで同年に、2004年の人間及び動物が利用するための医薬品の承認及び監督のための共同体の手続と欧州医薬品機構の設立に関する規則を改正する処方箋に基づいて人間が利用する医薬品についての公衆に対する情報提供に関する規則案、2001年の人間が利用するための医薬品に関する共同体の行動規範についての指令を改正する処方箋に基づいて人間が利用する医薬品についての公衆に対する情報提供に関する指令案、2004年の人間及び動物が利用するための医薬品の承認及び監督のための共同体の手

統と欧州医薬品機構の設立に関する規則を改正する人間が利用する医薬品の警戒に関する規則案，2001年の人間が利用するための医薬品に関する共同体の行動規範についての指令を改正する医薬品の警戒に関する指令案，同一性・履歴・源について偽りのある医薬品の法律上の供給連鎖に関与することを防止することに関する2001年の指令を改正する指令案が出された。これらの中で，最初の2つが直接的に情報提供に関するものである。

その他に，2005年と2008年に薬学フォーラムが開催された。2005年に開催された薬学フォーラムにおいて情報の質の原則が採択されたが，これを受けて2008年に高度な薬学フォーラムの最終結論及び勧告が出された。ここでは，患者に対する情報提供，比較影響評価，代金と報酬についての提案があった。2009年にも同様の会議が開催された。さらに，2003年に設立された欧州患者フォーラムがある。この団体は，平等でタイムリーなアクセス，より良い情報と措置，患者の意見の尊重を求めている。

人間が利用する薬品の規制と同様に，動物が利用する薬品の規制について，2001年の動物の医薬品に関する共同体の行動規範についての指令や2004年の人間及び動物が利用するための医薬品の承認及び監督のための共同体の手続と欧州医薬品機構の設立に関する規則があるとする。医薬品の有害性に対する消費者保護のために，2009年の動物由来の食品における薬物学的に有効な成分の残留制限の設定のための共同体の手続に関する規則が定められているとする。

公共利益サービスの全体や個別的な視聴覚及びメディア，エネルギー，遠距離通信，郵便，健康及び医療の分野について，消費者または患者が取引関係に入る場合に関連する具体的な規定を後述することにする。